

司法審査の正統性と裁判官の法解釈 -ローパー判決を素材にして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2025-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻,雄一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000958

【論 説】

司法審査の正統性と裁判官の法解釈

—— ローパー判決を素材にして ——

辻 雄一郎

目 次

はじめに

I. ローパー判決とシェブロン法理の破棄

1. 合衆国最高裁の判断の概要—シェブロン判決のどこを破棄するのか
 - (1) 事実の概要
 - (2) ロバーツ法廷意見の概要
2. シェブロン判決と法理を区別する
3. シェブロン判決と法理とローパー判決との関係

II. シェブロン判決の何が死んだのか

1. シェブロン法理の-1と0ステップ、そして主要な問題の法理について
2. シェブロン第2ステップとローパー法理の違いについて
3. 裁判所の救済と **State Farm** の法理が争われる可能性
4. ケーガン反対意見を読む

III. 虚構としての権限付与と Counter-majoritarian

1. **Marbury v. Madison** 判決は根拠になりうるのか
2. スカリアがシェブロンに対する愛を捨てた理由
3. 連邦議会の明確な言明の法理と専門家集団の判断、そしてテクスチャリズムの不一致
4. スキッドモア判決とローパー判決は必ずしも同一ではない

おわりに

はじめに

本稿は、憲法は法を解釈する権限を裁判官に付与しており、裁判官が法を解釈する裁量に何かしらの限界を設定しているという前提に立ちつつ、**Loper Bright**

Enterprises v. Raimondo⁽¹⁾ (以下、ローパー) 判決を素材にして、テクスチャリズムに立脚しているとされる合衆国最高裁の裁判官の法解釈手法とその正統性、すなわち一定の法解釈に至る理由づけの説得力について検討する。ここでいうテクスチャリズムとは、憲法や法解釈において文言 (**text**、テキスト、法文) を解釈の中心に位置づけ、憲法や法律が制定された当時の文言の解釈に従う立場として定義しておく。

Dobbs v. Jackson Women's Health Organization⁽²⁾ (以下、Dobbs) 判決のような先例を破棄する合衆国最高裁の判決は、最近話題によく挙がっている。検討を始めるにあたって、合衆国最高裁の裁判官の解釈手法を日本で参考にするためにはいくつか留意しなければならない点が存在している。

第 1 に、裁判官はその判決の法解釈を通じて、我々の信頼を獲得する。その裁判官が行使する司法審査の民主主義的正統性について、**Counter-majoritarian** の争点が **Alexander Bickel** (以下、ビッケル)⁽³⁾ によって問題提起されたことが知られている。彼は、人民からもっとも遠い立場にいる司法府の裁判官が、選挙で選ばれた代表者の制定した法律をなにもゆえに違憲無効と判断できるのかと問うた。⁽⁴⁾ ビッケルの理論は、司法府の裁判官の解釈裁量を制限することを制限する根拠のひとつとして挙げられる。解釈はあくまで裁量の範囲で行われ、恣意的に行使されてはならない。ただし、もともとビッケルは、裁判官の法解釈の正統性を擁護するために、この争点を持ち出していたことに留意しなければならない。⁽⁵⁾ 日米問わず、ビッケルが裁判官の司法審査の民主的正統性を否定したように位置づけられることがあるが、彼の論文に実際に触れると、むしろ彼は肯定的な立場を示している。⁽⁶⁾

2020 年の **Bostock v. Clayton County** (以下、**Bostock**) 判決⁽⁷⁾ や 2022 年の

(1) *Loper Bright Enterprises v. Raimondo*, 603 U.S. ___ (2024).

(2) *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*, 597 U.S.215 (2022).

(3) Alexander Bickel, *The Least Dangerous Branch* 16 (1962).

(4) John Hart Ely, *Democracy and Distrust* 1 (1980). 佐藤・松井『民主主義と司法審査』(成文堂 1990)。司法審査の民主主義的正統性について阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社 2001)。

(5) Daniel A. Farber, *Judgement Call* 23-24.

(6) *Id.* at 26-28. (テクスチャリズムは、裁判官に歴史研究者になることを要請しており、テクスチャリズムが語る程度に、予測可能性や統一性を提供するものとは必ずしも言えない。)

(7) *Bostock v. Clayton County*, 590 U.S. 644 (2020).

Dobbs 判決に示されるように、合衆国最高裁の裁判官が自らの民主的正統性にもとづき、自らの判断を政治部門や州に委ねるべきだと説明すればするほど、現在のロバーツ・コートのテクスチャリストの裁判官の解釈の民主的正統性は疑わしい、合衆国憲法の付与する法解釈権限を放棄していると評価される傾向があるかもしれない。司法審査の民主主義的正統性という争点では、裁判官が、問題となる法や規則の合憲性を判断する場合、裁判官に付与された法解釈の手法とその裁量の限界が問題となる。

第2に、故 Scalia（以下、スカリア）がテクスチャリズム⁽⁸⁾を示した経緯は、裁判官が法解釈において、自己の主観を法解釈に反映させることで恣意的な権力行使を抑制するためであったことを頭の中にとどめ置かなければならない。彼はテクスチャリズムに立ちながらもオリジナリズムも重視していた。彼は、1988年の講演で自らを「気弱なオリジナリズム (faint-hearted originalism)」と形容した。オリジナリスト (originalist) とは、起草期に固定され、変化しない憲法や法律の意味に裁判官は従うべきだと考える。彼はいったん起草期の憲法や法律の意味が解釈によって変更、放棄された場合、新しい解釈はどのように人民に受け入れられるのか、変更された意味について人民はコンセンサスを得ることができるのかと疑問を呈するのである。

第3に、長らく合衆国最高裁にいたスカリアに解釈手法の変化が見られることも、彼を取り上げるにあたって、留意すべき点である。スカリアは当初、1984年 *Chevron Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*⁽⁹⁾（以下、シェブロン）判決で示されたシェブロン法理を愛していたが、その愛を放棄した。彼の立場を継受する合衆国最高裁の裁判官たちの間で、テクスチャリズムの解釈は多彩に

(8) Antonin Scalia, *Originalism: The Lesser Evil*, 57 *U. Cinn. L. Rev.* 849, 864 (1988). (オリジナリストと非オリジナリストであれば、まだオリジナリストの方がまだましだとする。そのひとつの理由として、裁判官が自らの選好を憲法や法の解釈に反映してしまう危険が存在しているからである。民主主義社会において法律に「現在の価値観」を反映する役割は立法府が担っているという。) 妊娠中絶と Randy Barnett に注目するものとして、小出幸祐「アメリカにおける人工妊娠中絶規制判決の審査手法に関する一側面について：不当な負担基準を中心に」法学研究論集 48 巻 161 頁 (2017)。妊娠中絶をめぐる議論については何よりもまず小竹聡『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』（日本評論社 2021）。

(9) *Chevron Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*, 467 U.S. 837 (1984).

なった。

第4に、アメリカのテクスチャリズム一般を日本国憲法の学会が厳しく批判していると誤解されることがある。日本の憲法の主たる学会は、法の解釈にあたって、裁判官は法の文言を無視しても許されるという立場を取っていない。日本の裁判官の法解釈が、憲法や法律の文言に縛られているように、アメリカの裁判官も憲法や法の文言を無視することはできない。日米いずれでも合衆国憲法の研究者で、比較的リベラルに立つといわれる多くの研究者は、テクスチャリズム一般ではなく、合衆国最高裁の裁判官の法解釈の手法の用い方を批判している。

なぜテクスチャリズムが批判の対象になっているといわれるのか。

合衆国最高裁の裁判官は、法の文言の解釈にあたって、テクスチャリズムの名を日頃、標榜していながら、個別の事案の解釈をみってみると非テクスチャリズムの要素を解釈に多分に取り込んでいるようにみえるために、テクスチャリスト（テクスチャリズムを採用する人たち）の解釈は都合の良い場面に限って結論を導くために濫用されており、恣意的だ、一貫性が維持できていないと批判されるのである。

たとえば、**Bostock** 判決⁽¹⁰⁾では、**Gorsuch**（以下、ゴーサッチ）法廷意見は性自認や性同一障害を公民権法第7章に列挙された文言の幅の問題とし、この解釈を **Alito**（以下、アリトー）はテクスチャリズムの旗を揚げた海賊だと非難した。

第5に、テクスチャリズムのうちオリジナリズム（法制定時の文言の意味）に従うことで、具体的予見可能性を確保し、どのような事案であっても法の解釈の統一性を確保できるという立場をとる裁判官は、どの具体的事案でも同じような解釈を導くはずである。しかし、昨今の合衆国最高裁の判例において、彼らテクスチャリズムの裁判官の間で解釈の鋭い食い違いが散見されている。

最近の判例では、スカリアの解釈手法を受け継ぐとされるゴーサッチ、**Kavanaugh**（以下、カバノー）、**Barrett**（以下、バレット）のテクスチャリズムの手法が多彩であることが認められる。彼らをざっくりとテクスチャリズムだとラベリングして思

(10) **Bostock** 判決に対する本稿と異なる視点を提供するものとして以下。大野友也「日本国憲法と同性婚・再論：**Bostock** 判決を踏まえて」鹿兒島大学法学論集 57 (1) 1頁 (2022)。秋葉丈志「(最近の判例) **Bostock v. Clayton County**—性別による雇用差別を禁止する公民権法 Title VII は性的志向による差別も禁止対象とする」アメリカ法 2021年1頁。同「救済はどのように実現するか—国籍法違憲判決を中心に」法学教室 522号 18頁 (2024)。

考をストップしてしまうと、彼らの解釈手法の繊細な違いに気づくことができない。

テクスチャリズムに立つと宣言する裁判官は、法文言以外の要素として憲法や法のオリジナルの意味や意図を探り出そうとする。この点だけを見れば、リベラルな立場に立つとされる **Kagan**（以下、ケーガン）もまたテクスチャリストやオリジナルリズムに位置づけられるといえよう。彼女は連邦議会上院の指名にあたって、自らをオリジナリストと位置づけ⁽¹¹⁾、ときにテクスチャリストを名乗る⁽¹²⁾からである。テクスチャリズムの功罪を正確に評価する必要性が認められる。また、テクスチャリズムの分析において、裁判官の法解釈の裁量を解釈手法からテクスチャリズムを探るという視点と、政治的な視点からテクスチャリズムを探るという点を区別しなければならない。

本稿は、法解釈には文言、歴史、判例、目的、手段や伝統、いくつかの要素が存在しており、いずれの要素を強調するかという程度と裁量の問題であり、判決の理由付けがどれだけの合理性と説得力を与えているかを検討する。⁽¹³⁾

本稿は、テクスチャリズムを最優先にした場合、法文言の次に登場する法解釈の要素や法理をどの程度、何を根拠にして強調するかを探し出し、**Loper Bright Enterprises v. Raimondo**（以下、ローパー）判決⁽¹⁴⁾を取り上げて、スカリアの立場を受け継ぐテクスチャリズムの裁判官の間で解釈が食い違う点、法解釈機関である司法府の理由付けの正統性を検討していく。

(11) *Washington Post, Senate committee on the judiciary holds a hearing on the Elena Kagan Nomination* (June 29, 2010). (Sometimes they laid down broad principles. Either way, we apply what they say, what they meant to do. So in that sense, we are all originalists...)

(12) *Sacket v. EPA, 143 S. Ct. 1322* (2023). (Kagan, J., concurring in the judgement).

(13) Breyer, *Active Liberty: Interpreting Our Democratic Constitution* 10 (2005). (スカリアとの対比の中でプレイヤーは文言、歴史、オリジナルの意味や意図、先例や結果といった要素を示し、そのいずれかを強調するかという程度の問題だとする。) WILLIAM ESKRIDGE, *INTERPRETING LAW* 81 (2016). (私たちは皆テクスチャリストである。裁判官は、法解釈のすべての情報源および論拠を、立法府が制定した文言に関連づける必要がある。ほとんどの法律の問題は、通常の意味の法理を参照することで簡単に解決される。)

(14) *Loper Bright Enterprises v. Raimondo, 603 U.S. ___* (2024).

I. ローパー判決とシェブロン法理の破棄

本件は、行政機関の法解釈が裁判所の法解釈を侵害しているかが争点となった事案である。2024年に合衆国最高裁はローパー判決で、シェブロン判決の示したシェブロン法理を破棄した。

本件が審理の対象としたシェブロン法理とは、第1に、事件の正確な争点について連邦議会が直接、言及しており、連邦議会の意図が明らかである場合、裁判所は文言の明らかな意味に従い、解釈するために審査は完了する。第2に、もし争点に対して法律が沈黙あるいは曖昧であれば、行政機関の許容できる法解釈に裁判所は従わなければならない(斜体は、筆者)というものである。合衆国最高裁は、司法府の法解釈が縛られるという点の違憲性を強調した。

1. 合衆国最高裁の判断の概要—シェブロン判決のどこを破棄するのか

合衆国最高裁は上記のシェブロン法理を破棄するかの争点に絞り、裁量上訴を認めた。⁽¹⁵⁾ 同裁判所は2024年1月に審理し、6月末に判断を示した。ロバーツが法廷意見を執筆し、Thomas(以下、トーマス)、アリトー、ゴーサッチ、カバノー、バレットが同調した。ケーガンが反対意見を執筆し、Sotomayor(以下、ソトマイヨール)、Jackson(以下、ジャクソン)がNo.22-1219に対する適用の点で同調している。ジャクソンはNo.22-451については判断していない。

合衆国最高裁は、厳密に言えば、行政機関の法解釈が許容しうる(permissible)場合に、裁判所の解釈が異なっていたとしても、行政機関の法解釈に裁判所が拘束されるという点を破棄した。

(1) 事実の概要

ローパー判決で問題となる法律はMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(マグヌソン・スティーブンス漁業保護および管理法、MSA)⁽¹⁶⁾であり、この法律は行政手続法(Administrative Procedure Act)を取り込んでいる。MSAとその後の修正によって、米国の管轄は、200海里まで拡大され、排他的経済水域では、すべての魚類に対する排他的漁業管理権が認められる。

(15) それまでの経緯については拙稿「主要な問題をめぐる合衆国最高裁の裁判官の解釈手法-学生ローンと沿岸漁業監視プログラムについて-」法律論叢96巻6号39頁(2024)。

(16) 16 U.S.C. §1801-1804.

本件における行政機関は、商務省長官から権限を付与された **National Marine Fisheries Service**（**NMFS**、海洋漁業管理局）であり、**MSA** を執行する。**MSA** は、地域ごとに漁業管理評議会を創設している。⁽¹⁷⁾ 同評議会は、漁業管理計画を策定し、**NMFS** が最終規則として承認する。⁽¹⁸⁾ 乱獲を防ぐなど、漁業の保全と管理のために **MSA** は年間漁獲量を計画的に制限し、特定の条項を計画に含めることを義務づけている。⁽¹⁹⁾ 計画には、条項を追加することができる。⁽²⁰⁾ 計画は、指定された種類及び量の漁具、漁船、設備の使用を禁止、制限、条件づけ、または義務づけることができる。⁽²¹⁾ 漁業の保全及び管理に必要なかつ適切であると判断されるその他の措置、要件、または条件及び制限を規定することができる。

本件で問題となったのは、計画は、漁業の保全と管理に必要なデータを収集する目的で、1名以上のオブザーバー（監視員）を漁船に乗せることを義務づけることであった。**MSA** は次の3つの場合には、漁業従事者に対して乗船にかかる費用の負担を求めていた。第1が排他的経済水域の外国船籍の漁船⁽²²⁾、第2が漁獲量の制限内で漁獲が許可された船舶⁽²³⁾、第3が北太平洋協議会（**North Pacific Council**）の管轄下にある北太平洋協議会の管轄区域内の漁船である。⁽²⁴⁾ 後者の2つについて、**MSA** は、負担量の上限を、漁船の漁獲量の価格の2または3%と規定している。⁽²⁵⁾ 負担料の未払いには制裁が課せられる。

これら3つに対して、太平洋ではなく大西洋におけるニシン漁業者が、計画によって義務づけられた監視に関連する費用を負担しなければならないかについて、**MSA** に同様の条文は存在していない。そして、ニューイングランド漁業管理協議会が大西洋におけるニシン漁業の計画で要求した監視の費用の全額を、一時期、連邦政府である **NMFS** が負担していた。2013年に同協議会は漁業管理計画を修正し、連邦政府の資金が得られなくなった場合、漁船に監視員の費用を負担させるこ

(17) §1852(a), (b).

(18) §1852(h), 1854(a).

(19) §1853(a)(15).

(20) §1853(b).

(21) §1853(b)(11).

(22) §1821(h)(1)(A), (h)(4), (h)(6).

(23) §§1802(26), 1853a(c)(1)(H), (e)(2), 1854(d)(2).

(24) §1862(a).

(25) §§1854(d)(2)(B), 1862(b)(2)(E).

とを提案した。

数年後、NMFS は、この修正案を承認する規則を公布した。⁽²⁶⁾ この規則によって、一定の漁業許可を有する漁船が大西洋のニシン漁を実施する場合に監視員にかかる費用の 50 % ずつを NMFS と漁業者が負担するという監視プログラムが創設された。

ニシン漁全体のおよそ 50 % が同監視プログラムの対象となっている。この監視プログラムでは、漁船の代表者（漁業者）は、漁業を開始する前に、NMFS に漁業の開始を通告し、漁獲する魚種を公表しなければならない。NMFS が、監視員の乗船が必要だと判断しても、政府負担の監視員の乗船を漁業者が拒否した場合、漁船は政府に公認された第三者の監視員と契約し、その費用を支払わなければならない。NMFS は、このような監視員の費用は一日あたり最大 710 ドルで、この負担によって船舶所有者の年間利益を最大 20 % 減少させると見積もっている。

(2) ロバーツ法廷意見の概要

以下に法廷意見を概観する。

行政手続法は、行政機関から独立して、司法府に独自の判断（independent judgement）を下すことを要求している。行政手続法は、行政機関がその法的権限の範囲内で行動したかどうかを裁判所が判断する際に、裁判所に独自に判断することを義務づけており、裁判所は、法令が曖昧であるという理由だけで、行政機関の法解釈を支持することはできない。

合衆国憲法第 3 章は、「事件」と「争訟」、すなわち当事者間の具体的な紛争を裁く責任と権限を連邦司法に与えている。合衆国憲法の起草者たち⁽²⁷⁾ は、紛争を解決するために裁判官が必ず適用する法律は必ずしも明確でないことを理解しつつ、最終的な「法の解釈」は「裁判所の適切かつ特有の（peculiar）権限」であると想定していた。

Marbury v. Madison 判決⁽²⁸⁾ で Marshall 裁判官が述べたように、法が何かを述べるのは司法府の義務であり責任である。その後の合衆国最高裁は、法の意味が争われている場合に、当事者間の権利を確定するため連邦議会の行為を解釈するこ

(26) 85 Fed. Reg. 7414 (2020).

(27) Federalist No.78,p.525 (A.Hamilton).

(28) *Marbury v. Madison*, 1 Cranch 137,177 (1803).

とが司法の役目だと説明した。

しかし、かねてより裁判所はその独自の判断を示す場合に、連邦法に関する行政府（**Executive branch**）の解釈を正当に尊重（**due respect**）する場合を認めてきた。特に、行政府の解釈が議会の法律制定とほぼ同時に出され、長期にわたって一貫している場合には、そのような尊重が正当化されると考えられた。裁判所はまた、行政府の解釈を「最も尊重すべきだと考慮（**consideration**）」する場合、その根拠は「（関係する）行政官は通常有能な人物であり、その分野の達人であった」からであった。⁽²⁹⁾しかし、「尊重（**respect**）」とは、ただそれだけに過ぎない。行政府の見解が司法府の判断に影響を与えることはあっても、それに取って代わる（**supersede** 優越する）ことはなかった。裁判所自身の判断が他の機関の判断と異なる場合に、裁判所は自らの判断を放棄することはない。⁽³⁰⁾

ニューディール時代の「行政手続が急速な拡大」した時期⁽³¹⁾において、裁判所はしばしば、「事実認定を裏づける証拠」がある限り、事実に関する行政機関の判断が裁判所を拘束するものとして扱った。⁽³²⁾しかし、合衆国最高裁は、法律問題の場合も同様に行政機関の判断が裁判所の判断を優越することを認めなかった。1940年 **U.S. v. ATA** 判決⁽³³⁾によれば、「正当な紛争に適用される法律の意味の解釈」は、依然として「専ら司法の機能」であった。

合衆国最高裁は、事案に精通した行政府の判断に「大きな重み、ウェイト（**great weight**）」が認められることを示してきた。合衆国最高裁の1944年 **Skidmore v. Swift & Co.**, (以下、スキッドモア) 判決⁽³⁴⁾によれば、「特定の事件におけるこのような判断の重み（ウェイト）は、「その判断に至る証拠の厳密な検討、理由づけの妥当性、それ以前とそれ以後の判断と間の整合性、それらのあらゆる要素が裁判所を拘束する力はないにせよ、説得する力を与えている」と述べていた。

合衆国最高裁は、行政機関が特定の法律の広範な文言を通じて、行政機関の認定した事実に対してどのように適用されるかを決定する権限を有していると結論づけ

(29) *U.S. v. Moore*, 95 U. S. 760, 763 (1877).

(30) *U.S. v. Dickson*, 15 Pet. 141, 162 (1841). (the court was not at liberty to surrender, or to waive it)

(31) *U.S. v. Morton Salt Co.*, 338 U. S. 632, 644 (1950).

(32) *St. Joseph Stock Yards Co. v. U.S.*, 298 U. S. 38, 51 (1936).

(33) *U.S. v. ATA*, 310 U. S. 534, 544 (1940).

(34) *Skidmore v. Swift & Co.*, 323 U.S. 134, 140 (1944).

た後、行政機関の判断を尊重する審査手法を採用したこともあった。⁽³⁵⁾しかし、このような手法を、合衆国最高裁が一貫して適用しているとは言い難く、事実認定に関する判断に限定されたものであった。合衆国最高裁は、純粋な法律問題については尊重することはなく、その手法を再構築 (refashion) しようとしなかった。⁽³⁶⁾

その代わりに、「法解釈は…間違いなく裁判所が解決すべきものであり、問題とされた法律を監督、所管 (執行 **administer**) する特別な義務を負う者の判断に適切な重みを与えるものである」と宣言していた。⁽³⁷⁾このように、ニューディール時代やそれ以前において、合衆国最高裁が数十年後にシェブロン法理で示すことになる、あらゆる種類の法解釈を裁判所が尊重するという類の法理は何ら存在していなかった。

連邦議会は 1946 年、「その職務を創設した法律が想定していないような行き過ぎた行為に走りかねない行政官の熱意を牽制するため」に行政手続法を制定した。⁽³⁸⁾行政手続法は行政機関の行為について手続を定め、行政機関の行為に対する司法審査の基本的な枠組みを定めている。そして、行政手続法は、**Marbury v. Madison** にまでさかのぼる裁判実務を反映させて、「裁判所は自らの判断を適用して法的問題を決定する」という本質的な命題を、行政機関をめぐる事例において成文化した。

本件で関連するように、行政手続法 706 条は、行政行為の司法審査において「すべての関連する法律問題」は、たとえ曖昧な法律であったとしても、行政機関ではなく裁判所が決定すると規定している。同法 706(2)(A)、(E) 条は、行政機関の政策決定と事実認定について、その判断の尊重を司法に義務づけているにもかかわらず、法律問題に答える場合にも裁判所に尊重するように規定していない。706 条は、憲法と法律の両者を区別することなく、「憲法と法律の規定を解釈」するよう裁判所に命じることで、憲法に関する政府機関の解釈と同様に、法律に関する政府機関の解釈も、裁判所の尊重に服さないことを明らかにしている。行政手続法の歴史

(35) *Gray v. Powell*, 314 U. S. 402 (1941); *NLRB v. Hearst Publications, Inc.*, 322 U. S. 111 (1944).

(36) *NLRB v. Hearst Publications, Inc.*, 322 U. S. 111 (1944).

(37) *Id.* At 130-131. (法解釈の問題は、特に裁判手続きにおいて第一審で生じる場合は、間違いなく裁判所が解決すべきものであり、問題となった法律を執行する特別な義務を負う者の判断に適切な重みを与えるものである。)

(38) *Morton Salt*, at 644.

と様々な著名な論者の同時代の見解は、その文言の平易な意味（**plain meaning**）を強調している。

1944年スキッドモア判決⁽³⁹⁾によれば、行政手続法に従って、裁判所は自らの判断で法文言の意味を定めるが、当初からそうであったように、特定の法律を実施（**implement**）する権限を持つ者の解釈の助力を得ることができる。特定の法律が行政機関に裁量権を付与（授権、**delegate**）していると考えるのが最善の読み方だと思われる場合、行政手続法に従った裁判所の役割は法律を独自に解釈し、憲法上の限界のもと、議会の意思を実現することである。

2015年 *Michigan v. EPA* 判決⁽⁴⁰⁾によれば、裁判所は、憲法上の権限の付与を確認し、その与えられた権限の境界線を確定し、その境界内で行政機関が「『理由づけ』のある（根拠づけられた）意思決定（**reasoned decision making**）」を行ったことを確認する。合衆国最高裁は、かくして、行政手続法が採用した裁判所の伝統的な機能を支持している。

シェブロン判決は、1984年に裁判官6人（**Stevens, Burger, Brennan, White, Blackmun, Powell**）という少数で下された判決であり、各法律を独自に検討し、その意味を決定するという従来の司法アプローチから著しく逸脱するきっかけとなった。この判決で問題となったのは、環境保護庁（**Environmental Protection Act, EPA**）の規制が、大気清浄法（**Clean Air Act**）で使用されている「固定発生源」という文言と矛盾しないかであった。⁽⁴¹⁾この争点に答えるため、裁判所は、行政行為の司法審査に広く適用できる、現在ではおなじみの2段階アプローチを採用した。第1段階は、「議会が、問題となっている正確な問題について直接発言したかどうか」を見極めることである。⁽⁴²⁾シェブロン判決によれば、「議会の意図が明確であれば、それで問題は終了」し、裁判所は、明確な議会の意図に反する行政機関の法解釈を拒絶すべきである。（シェブロン判決脚注9）⁽⁴³⁾

(39) *Skidmore*, at 140.

(40) *Michigan v. EPA*, 576 U.S. 743, 750 (2015). (quoting *Allentown Mack Sales & Service, Inc. v. NLRB*, 522 U.S. 359, 374).

(41) *Chevron*, at 840.

(42) *Id.* At 842.

(43) *Id.* At 843, n. 9. (*Chevron* 判決は脚注9で「司法府は法律問題の最終的な解釈権限者である。司法府は、行政機関の解釈が明確な議会の意図に反していたら、それを拒絶しなければならない」という。)

特定の問題に対して法律が沈黙している、あるいは曖昧である場合には、裁判所は行政機関の法解釈がない場合に必要とされるような裁判所自らの解釈を（行政機関の法解釈が存在している場合、筆者追記）押しつけることはできない。⁽⁴⁴⁾

シェブロン法理のステップ 2 では、「もしその問題が司法手続きで最初に生じていたならば、裁判所に到達したであろう解釈」（シェブロン判決脚注 11）でなくとも、「法律上、許容される解釈」を示した場合、裁判所は行政機関の判断に従う必要があった。⁽⁴⁵⁾

この新しいテストにより、同裁判所は、連邦議会が必要な「明確性（具体性、**level of specificity**）」をもってこの問題に対処しておらず、EPA の解釈は「尊重されるべき」であると結論づけた。

合衆国最高裁は当初、シェブロン判決を運命の分水嶺となる判決と位置づけていなかったが、やがて合衆国最高裁と巡回区連邦控訴裁判所は、行政機関の権限に関する法律上の問題をめぐる訴訟において、日常的にシェブロン判決の枠組みを支配的な基準として用いるようになった。

最終的に、合衆国最高裁は、連邦議会が特定の法律に曖昧さを残した場合、その曖昧さは何よりもまず行政機関によって解決されるべきだとシェブロン判決を評価し、法文言の曖昧さが許容する限りの裁量を（裁判所ではなく）行政機関に認められると考えた。

シェブロン判決も、それに続く裁判所の判決も、その枠組みを行政手続法と調和させようとはしていない。シェブロン判決は、行政手続法の命令（**command**）である「審査する裁判所（**the reviewing court**）」の文言を無視している。

シェブロン判決は、行政行為を審査する行政機関ではなく、「審査する裁判所」が「関連するすべての法律問題を決定」し、「法律の規定を解釈」するという行政手続法 706 条に違反している。行政手続法は、裁判所が独自の判断権を行使して、行政機関の法解釈を無視することを要求している。⁽⁴⁶⁾

(44) *Id.* At 843.n11. (Chevron 判決は脚注 11 で「裁判所は、この解釈を指示するために行政機関の解釈が唯一採用可能であったと結論づける必要はなく、また、この手続きが、当初裁判手続きで生じていた場合、裁判所が採用したであろう解釈であったと結論づける必要もない」という。)

(45) *Id.* At 865.

(46) *Id.* at 843, n. 11.

シェブロン判決は、行政府の解釈に対して歴史的に認められてきた「尊重」以上のものを（裁判所に）要求している。シェブロン判決は、時間の経過とともに一貫性を欠くものも含め、また、既存の判例が曖昧な法律の意味を別の意味に解釈している場合でさえも、行政府の解釈に法的拘束力を有した尊重を裁判所に機械的に要求している。このような枠組みは、行政手続法が規定する伝統的なアプローチと矛盾（*antithesis*）している。⁽⁴⁷⁾

法の曖昧さに関する権限が暗黙のうちに行政機関に付与されていると推定することで、行政手続法とシェブロン判決を調和させる（*reconcile*）ことはできない。その推定は現実と一致しない。法律上の曖昧さをめぐる解釈を、裁判所ではなく行政機関が解決すると連邦議会が意図しているとは必ずしも限らない。多くの、あるいはおそらくほとんどの法的曖昧さは、意図的でない可能性がある。また、行政機関の法解釈や行政機関に対する権限の付与と関連しない事件において裁判所が法律の曖昧さに直面した場合であっても、なお裁判所は独自に法律を解釈する義務を負っている。裁判所は、特定の当事者の解釈を「許容される」と宣言する代わりに、裁判所はあらゆる手段を駆使して法律の最善の解釈（*the best reading*）を決定し、曖昧さを解消する。行政機関をめぐる事件においても最善の読み方は同様に存在している。それは、行政機関が関与していなくても「裁判所が到達したであろう読み方（*the reading the court would have reached*）」である。⁽⁴⁸⁾したがって、裁判所がすべての関連する解釈手段を適用した結果、最善であると結論づけた解釈ではない（行政機関の）「許容される（*permissible*）」解釈について（わざわざ裁判所が）語ることは何の意味も持たない。

最も基本的なこととして、シェブロン判決の推定は指針として誤っている（*misguided*）。行政機関は法的な曖昧さを解決するという特別な能力を有しないからである。合衆国憲法の起草者は、裁判所がしばしば法律の曖昧さに直面することを予期し、裁判所が独自の法的判断権を行使することによって曖昧さを解決することを期待していた。シェブロン判決の重大な誤りは、行政機関の法解釈が働いているというだけで、審査（*inquiry*）が根本的に異なると考えた点である。法解釈

(47) *National Cable & Telecommunications Assn. v. Brand X Internet Services*, 545 U.S. 967,982 (2005).

(48) *Chevron*, at 843, n. 11.

の伝統的な手法の本質は、法の曖昧さを解消することにある。その曖昧さが行政機関の権限の範囲に関するものであればなおさらである。

政府は、行政機関自らが監督（所管、執行、**administer**）する法律に関して専門的知識を有しているからこそ、連邦議会は一般的に行政機関に対して法律の曖昧さを解消させようと意図していると主張している。その理由として、政府は、連邦法の統一的な解釈を促すために行政機関の判断を尊重し、法律の曖昧性を解決することは、裁判所ではなく政治的主体に委ねるのが最も適切であるという政策判断と関連していると主張する。しかし、これらの主張は、シェブロン判決が連邦議会の意図を推定するという点を正当化できない。

裁判所が **Kisor v. Wilkie**（以下、**Kisor**）判決⁽⁴⁹⁾で指摘したように、規制枠組みに関連して生じる解釈上の問題は、行政機関よりも「裁判官の権限に属するのが自然」である。しかし、シェブロン判決の広範な尊重のルールの下では、あらゆる種類の曖昧さが尊重の対象となる。また、曖昧さがたまたま技術的な問題に関係していたとしても、連邦議会が裁判所から法律を解釈する権限を奪い、それを行政機関に与えたことを意味しない。

連邦議会は、専門的な法律上の問題を裁判所が扱うことを期待しており、シェブロン判決以前の行政機関をめぐる事件でも、裁判所は支障なく法律上の問題を扱ってきた。スキッドモア判決によれば、結局のところ、特に行政機関をめぐる事件において、それを審査する裁判所は、行政機関の「経験や問題に精通した判断の蓄積」、とりわけその他の情報を駆使しながら、その職務を遂行する。

特定の行政機関の特定の法解釈は、「裁判所を拘束することはできない」が、「（その行政庁の）専門知識の範囲内の事実にもとづいている限り」、特に裁判所の参考（**informative**）となりうる。

最終的な解釈権限を行政機関に委ねても、法律の曖昧さの解決が主題となる専門的な知識に精通していることに委ねられているものではない。

また、連邦法の統一的な解釈という狙い（**desire**）も、シェブロン判決を正当化するものではない。シェブロン法理（**doctrine**）が全体として、実際に連邦法の解釈の統一性をどの程度促進するのかは明らかではなく、いずれにせよ、連邦議会が制定した法律の正しい解釈と比べて、形式的な統一性を好むと推定するだけの理由

(49) *Kisor v. Wilkie*, 588 U.S. 558, 578 (2019).

づけは見当たらない。

法の曖昧な文言を解釈することは、裁判所よりもむしろ政治的主体に適した政策的な判断であるという見解は、司法の役割に対する重大な誤解にもとづいているため、誤っている。法律の曖昧さを解決するには法解釈が必要であり、裁判所が「頼るべき機関（agency to fall back on）」を持ったからという理由だけで、その作業が唐突に政策判断になるわけではない。裁判所は、どのような文脈であっても個人の政策的選好ではなく、伝統的な法解釈の手法にもとづいて法を解釈する。

政治部門に委ねられた裁量的な政策決定に関与しないためには、裁判官は行政手続法にもとづく義務を果たすだけで足りる。裁判所は、行政機関の権限の付与を独自に特定し、尊重し、付与された権限の法的な限界（outer statutory boundaries）を取り締まり（police）、行政手続法に違反しないように行政機関に裁量権を行使させる。シェブロン判決は、曖昧な点を権限の付与であるかのように装うことで、裁判官の判断を妨げている。

シェブロン判決が正当化してきた推定（justifying presumption）⁽⁵⁰⁾は、裁判所の各員がこれまで認識してきたように、虚構（a fiction）であるため、合衆国最高裁は40年の大半を費やして、シェブロン判決を次々と制限してきた。その結果、複雑な前提条件や例外に直面した一部の裁判所は、シェブロン判決を回避したり、その様々なステップやニュアンスに不注意にも（failed to heed）耳を傾けなかったりしてきた。合衆国最高裁は**2016年**（斜体は、筆者）以降、シェブロン判決にもとづく政府の解釈に従わないこともあった。しかし、シェブロン判決は依然として有効であるため、訴訟当事者は下級裁において、シェブロン判決と格闘し続けなければならなかった。下級裁は、崩壊しつつある裁判所の判例（crumbling precedents）に縛られながら、当然のことながらシェブロン判決を適用し続ける。

シェブロン判決は重要な問題から目をそらしてきた。そして、最悪の場合、「審査する裁判所」に与えられている「すべての関連する法律の問題を決定し」、「…法律の規定を解釈する」という責任を行政機関にゆだねることによって、行政手続法706条に違反することを裁判所に要求している。

Stare decisis（先例拘束性）とは、判例に司法が依拠することを規律する法理である。Stare decisisは、裁判所がシェブロン判決のプロジェクトに固執すること

(50) *Buffington v. McDonough*, 598 U.S. ___, ___ (2022). (Gorsuch, J., dissenting).

を要求するものではない。ここで最も重要なのは、判例の理由づけの質、判例が確立したルールの実行可能性、そして判例への信頼性である。

シェブロン判決は根本的に指針として誤っている (**misguided**) ことが証明された。シェブロン判決は、司法審査の枠組みを規定する行政手続法に触れることなく、行政行為の司法審査を再構築した。その欠陥は当初から明らかであり、裁判所は、その根本を修正し、継続的にその適用を制限するよう促されてきた。

シェブロン判決が実行不可能であることは、経験からも明らかである。シェブロン判決の枠組みを特徴づけているのは、法律の曖昧さを特定することであるが、曖昧さの概念は常に重要な (意義のある) 定義を回避する。このような操作可能性のある (**impressionistic**)、曖昧な (**malleable**) 概念は、裁判所と行政機関の間における解釈権限を配分するための「日常的なテストとしては成り立たない」のである。

合衆国最高裁はシェブロン判決を何度も明確化することを余儀なくされ、法理の使いにくさは拍車をかけている。シェブロン判決が維持された場合、さらに複雑化することが予想される。この法理を継続して取り込もう (**import**) とせず、裁判所は、しばしばこの法理との関わりを絶ってきた。

シェブロン判決は有意義な信頼性を築いておらず、合衆国最高裁が常にシェブロン判決をいじり回し (**tinkering**)、やがてはシェブロン判決から目を背けていることを踏まえれば、いかなる事件においても裁判所がシェブロン判決に依拠することを合理的に期待したり、シェブロン判決が容易に予測可能な結果をもたらすことを期待したりすることは難しい。そして、シェブロン判決は、連邦議会が権限を与えていないにもかかわらず、行政機関が方針を変更できるようにすることで、(先例に対する) 信頼利益 (**reliance interest**) を守るどころか、むしろ信頼利益を破壊している。

法がただ不安定に変化するのではなく、特定の、明瞭な指針を示すかたち (**a principled and intelligible fashion**) で発展していくことを保証する唯一の方法は、シェブロン判決を置き去りにする (**leave it behind**) ことだと 1986 年 *Vasquez v. Hillery* 判決⁽⁵¹⁾ は示している。

本法廷がシェブロン判決を破棄することで、合衆国最高裁がシェブロン判決の枠

(51) *Vasquez v. Hillery*, 474 U.S. 254, 265 (1986).

組みに依拠した過去の判例を問題視することはない。シェブロン判決の大气清浄法の判断を含め、特定の行政機関の行為が合法であるとする従来の判例は、合衆国最高裁が解釈方法を変更したにもかかわらず、依然として **stare decisis** の対象である。シェブロン判決に依拠しただけを根拠にするだけでは、先例を破棄するだけの「特別な正当化（**special justification**）」を構成するということではできない。

2. シェブロン判決と法理を区別する。

本章では、これから日本の憲法学や行政法学者の間で議論が進むだろうが、混線を避けるために用語を整理しておく必要がある。

まず行政手続法 706 条をおさえておく。合衆国最高裁は、シェブロン法理が行政手続法 706 条と矛盾すると述べていた。

706 条

判決に必要な程度で、提出された場合、審査裁判所（**reviewing court**）は、すべての関係する法律問題を検討し、憲法と制定法の規定を解釈し、行政行為の文言の意味と適用可能性を決定する、そして、次の場合…（**The reviewing court shall**）

- (1) 行政行為は、違法に留保したり、不合理に遅延させたり、
- (2) 次の場合につき行政行為、事実認定、結論の違法を宣言し、破棄する。
 - (A) 恣意的、専断的、裁量の濫用あるいは、法律に従っていない場合
 - (B) 憲法上の権利、権限、特権や免除に反する場合
 - (C) 法律上の裁判管轄、権限、制約を越えているか、制定法上の権利が存在しない場合
 - (D) 法律上要求される手続を遵守していない場合
 - (E) 本章の 556 と 557 に服する事案で実質的な証拠で支持されない場合、さもなければ、法律の規定する聴聞を行う行政機関の記録上、審理される場合
 - (F) 審査裁判所によって覆審（**trial denovo**）になる事実の程度で事実が正しいと判断されない場合。

審査裁判所は、当事者が提出し、引用した全記録を審理し、結論を左右する誤り（**prejudicial error**）についての正当な説明（**due account**）を審理しなければならない。⁽⁵²⁾

(52) 拙著『行政機関の憲法学的考察』301頁。

ここでシェブロン法理といった場合の「法理」とは、第 1 ステップで議会制定法の法文言の曖昧性が存在するかどうかを判断し、第 2 ステップで、行政機関の法解釈が合理的であると許容できれば裁判所はそれに従うという法理として定義しておく。

シェブロン法理には「尊重」を「敬讓（敬って従う）」と日本では翻訳されるが、そもそもアメリカの憲法学・行政法学者においても争いが存在している。Peter Strauss は「尊重（deference）」は空虚で多様な概念で中身がないと主張していた。彼によれば、尊重には「従う（obey）」や「受け入れる（accept）」という意味もあれば、「敬意を払って考慮する（respectfully consider）」という意味もある。⁽⁵³⁾

2012 年の彼の論文を取り上げて、「縛られる」と「合理的な判断に従う、あるいは従わないこともある」を区別して検討することで、ローパー判決が下級裁に判断をゆだねた、いくつかの曖昧な点が浮かび上がる。

シェブロン法理は、行政機関の法解釈が合理的だと認定すれば、それに従う一方で、不合理だと認定すれば、そもそも裁判所は従う必要はない。ローパー判決が問題視したのは、行政機関の法解釈に司法権が縛られる点である。ローパー判決が破棄した点は、行政機関の解釈よりも優れた解釈を裁判所が独自に行い得るにもかかわらず、裁判所の法解釈よりも行政機関の法解釈を優先させることである。

ローパー判決ロバーツ法廷意見が述べるように、シェブロン判決は判決当初よりも予想外に拡大し、スカリアが 2016 年に亡くなる以前から、同法理の使い勝手の悪さは指摘されてきた。

3. シェブロン判決と法理とローパー判決との関係

シェブロン判決とその法理が 2024 年ローパーによって破棄されたことで日本でも行政機関の法解釈の研究が発展していくように思われる。⁽⁵⁴⁾ シェブロン判決の

(53) Peter Strauss, “Deference” Is Too Confusing: Let’s Call Them “Chevron Space” and “Skidmore Weight,” 112 Colum. L. Rev. 1143,1145 (2012). (彼は Chevron space のほうが適切な表現だと主張していた。彼の主張する Chevron space では、行政機関が法律上の付与された権限の範囲内で、義務を課したり制限したりする領域（範囲 space）を指す。Skidmore weight の表現が適当であり、法律の問題についての行政機関の見解が、最終的な法解釈権限を有する裁判官の尊重に値する可能性を有しているかを示している。)

(54) JETRO、加藤翔一「環境政策拡大も、シェブロン法理の無効化で規制の合法性揺らぐ恐れ、ジェトロの環境エネルギー月例レポート」（2024 年 8 月 6 日）。「今回の判決によ

シェブロン法理を合衆国最高裁判所が破棄したことは何を意味するのか、改めて、シェブロン判決とその法理について概観しておく。

第1に、シェブロン判決で、問題となったEPAのような行政機関は、政治部門の圧力から一定の距離をおいて、規則を制定したり、裁決したりしていく。そのような行政機関の法解釈は、連邦議会と比べて柔軟で機動的であり、専門性に裏打ちされていると評価される。もともとのシェブロン法理は2024年ローパー判決の破棄する点（裁判所が行政機関の法的解釈に必ず縛られる）よりは広い概念であったともいえる。

シェブロン以前であっても、合衆国最高裁は連邦議会の法制定直後の行政規則については、その行政規則を尊重するが、時間が経過していたり、その後、行政規則が改正され首尾一貫性を欠如したりした場合は、その尊重の程度は低かった。これが1944年のスキッドモア判決の示した要素である。

2001年のU.S. v. Mead Corp. 判決（以下、Mead 判決）⁽⁵⁵⁾では、合衆国最高裁は、法的拘束力を有する行政規則と、そうではない行政規則を区別し、前者はシェブロン法理が働くが、後者はスキッドモア判決が作動すると述べ、シェブロン判決の射程をすでに限定していた。

第2に、行政規則と政権交代が問題になる。大統領が変わっても、連邦議会は連邦法を改正しないけれども、行政機関が行政規則を改正することがある。

1984年のシェブロン判決では、1977年の大気清浄法の改正がきっかけで制定されたEPAの行政規則が争われた。同法にもとづいて、EPAは国家大気質基準を達成できない（non-attainment）州に対して、新規のあるいは改善した、主要な固定発生源の大気汚染を増加させないような許可プログラムを求めた。しかし、大気清浄法の文言だけでは、何が主要な固定発生源に該当するかは明らかではなかった。

そこで、1980年に、当時のカーター（Carter）政権下のEPAは、バブル概念（Bubble、一定のバブルとして複数の施設を包括的にひとまとまりに扱って、排出量を評価する）を否定した。このことで、大気汚染は施設ごとに個別に判断され

り、曖昧な法律に基づく政策決定権が政府省庁から裁判所へ移行したことで、今後の訴訟でこうした規制の合法性が否定されるリスクが高まった」。 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/46a9aadf0af13a57.html>

(55) U.S. v. Mead Corp., 533 U.S. 218 (2001).

ることになった。この EPA の判断は、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所⁽⁵⁶⁾によって支持された。

ところが、次のレーガン (Reagan) 大統領は、こうした EPA の規制が事業者に対する負担が重いとして、EPA に再考を促し、1981 年にバブル概念が採用された。先の判断に従って、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所は、レーガン政権下の EPA のバブル概念を否定した。大統領の交代によって、EPA の見解は変わったが、根拠となる法律は改正されていなかったのである。

第 3 に、2024 年ローパー判決が注目したのは、シェブロン判決の脚注であった。その脚注は「司法府は、法の解釈の最終的な判断権者であり、連邦議会の明らかな意図に反するような行政の解釈は拒絶される」と述べていた。ローパー判決は、シェブロン判決の脚注にわざわざ注目することで、裁判所が独自の法解釈権限を合衆国憲法上、付与され、それが篡奪されていると強調したのである。

第 4 に、スカリアとシェブロン判決の関係が問題になる。1984 年に、シェブロン判決を執筆したのはスカリアではなく Stevens (スティーブズ) である。スカリアが合衆国最高裁に入るのは 1986 年である。

この当時は、シェブロン判決が将来、これほどまでに裁判官を悩ますとは考えられておらず、伝統的な法解釈の複数の手法を順序立てて整理して、一定の解釈を示したに過ぎなかったともいえる。

スティーブズは、すべての行政規則を裁判所が尊重するよう義務づけられるのではなく、行政機関が 180 度方針転換するような行政規則については尊重の程度は低いと述べていた。また、法律には複数の目的 (事業者の営業の利益と清浄な大気) が存在するのが一般的であって、大統領と議会が十分に検討していないこともある。複数の利益 (目的) を比較する場合に、科学的な分析や政策的な判断が不十分で政治的な判断を、裁判所は法的判断として受け入れることはできないと述べた。

第 5 に、時間の経過とともにシェブロン法理の射程が広がってきたことが問題になる。思いもかけずシェブロン判決のシェブロン法理は、その後、大気清浄法以外の他の領域でも利用されるようになった。ローパー判決ケーガン反対意見が指摘するように、1990 年代からすでにシェブロン法理の欠陥は指摘されていた。ま

(56) *NRDC v. Gorsuch*, 685 F.2d 718 (1982). (本判決を Ginsburg が執筆している。本件の Anne Gorsuch は合衆国最高裁裁判官 Neil Gorsuch の母)。

た、裁判所の尊重の程度も低い場合が従前から指摘されていた。

ここでシェブロン判決と関係するいくつかの伝統的な解釈法理を確認しておく。

- 1) 立法府が制定する法律は、その目的と手段の因果関係が推定される。ただし、法律には複数の目的、あるいは抽象的な目的が存在していることがある。
- 2) 司法府は複数の目的があれば、どの目的が問題になるか、あるいは、目的が抽象的に過ぎれば、それを具体化するように、手段審査の段階で行政機関に要求することもある。
- 3) 法の明確な文言に反しなければ、行政機関の法解釈に裁判所は従うことがある。
- 4) 行政機関の法解釈を強く尊重するような場合とは、連邦議会が行政機関に権限を付与したことが明確であるような場合である。
- 5) 行政機関の自らの規則解釈は、正当なものとして推認される。

こうした、複数の伝統的な手法をステップ1、ステップ2と順序立てて並べたものがシェブロン法理であった。伝統的な解釈手法はこれだけにとどまらない。次に検討するような解釈手法がシェブロン法理を用いる判例で登場するようになった。

- 1) 法文言は、法律全体を見渡して解釈しなければならない。⁽⁵⁷⁾
- 2) 法の背景や文脈によって同一の法文言が異なる解釈を導くこともある。⁽⁵⁸⁾
- 3) 異なる法律であっても、同じ文言を用いていれば連邦議会は同一の解釈を用いていると推定される。⁽⁵⁹⁾

こうした解釈手法には原則と例外が存在し、その用い方によって異なる結論に至ることが明らかになる。その特徴が際立ってあらわれたのが次章で扱う後期のスカリアが直面した事案であった。

II. シェブロン判決の何が死んだのか。

複数の法解釈の道具の組み合わせがシェブロン法理だとすれば、ローパー判決によってシェブロン判決の何が死んだのかを明らかにする必要がある。ローパー判決以前からシェブロン法理にはロバーツ・コート以前のレーンキスト・コート時代

(57) *UARG v. EPA*, 573 U.S. 302 (2014).

(58) *West Virginia v. EPA*, 597 U.S. 697 (2022).

(59) *National Assn. of Home Builders v. Defenders of Wildlife*, 551 U.S. 644 (2007).

から破綻の兆しがあった。

法文言の明確性に注目する手法をわざわざ用いたとしても、必ずしも文言が明確か曖昧かは常に明らかにはならない。しかし、シェブロン法理に固執すると、訴訟当事者はどうしても最初に法文言の明確性を最初に争点にせざるをえなくなる。⁽⁶⁰⁾ ローパー判決の意義は、シェブロン法理の法文言の解釈のステップを合衆国最高裁が拒絶すると真正面から宣言することで、法廷において訴訟当事者に法解釈のステップの争い方について選択肢と柔軟性を与えることにあったといえるのかもしれない。言い換えれば、2024年ローパー判決を通じてスキッドモア判決の示す選択肢によって、当事者は法廷で争う際にどのように争えばよいかという予測可能性を失ったことになる。

1. シェブロン法理の-1と0ステップ、そして主要な問題の法理について

ローパー判決原審のコロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所⁽⁶¹⁾が取り組んでいた主要な問題（major question）の法理とシェブロン法理の関係を検討する。

2022年の *West Virginia v. EPA* 判決では、主要な問題の法理の射程が争われていた。この法理は決して目新しいものではなく、ローパー判決以前のレーンキスト・コート時代⁽⁶²⁾に、2000年 *FDA v. Brown & Williamson Tobacco Corp.* 判決⁽⁶³⁾で、ロパーツ・コートで激しく議論される主要な問題の法理の萌芽が見られる。そこでは、連邦法（*Food and Cosmetic Act*）と行政機関（*Food and Drug Administration, FDA*）の規則が争点になった。合衆国最高裁は、タバコの規制権限を *FDA* に認めることは政治的、経済的に重大な問題であり、連邦議会が判断すべき事柄であると判断していた。この主要な問題の法理は後節で指摘するが、合衆国憲法上の要請なのか、一般法の要請なのかで各裁判官に対立が存在している。

また、2015年に合衆国最高裁は、法文言の文字通りの解釈によって、法全体の構造が崩壊してしまう場合は、シェブロン法理を用いないという手法を2015年

(60) Cary Coglianese, *Chevron's Interstitial Steps*, 85 *Geo. Wash. L. Rev.* 1339, 1339 (2017). (そもそもシェブロン法理は2ステップに限らない。中間的なステップ (interstitial step) が存在している。)

(61) *Loper Bright Enters. v. Raimondo*, 45 *F.4th* 359 (2022).

(62) 本節については拙著『シェブロン法理の考察』（日本評論社、2018）50頁以下。

(63) *FDA v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*, 529 *U.S.* 120 (2000).

King v. Burwell 判決⁽⁶⁴⁾で宣言していた。オバマケアの保険市場をめぐって法解釈が争われた King v. Burwell 判決では、法の文言が「州」の保険市場と規定しているにも関わらず、ロバーツ法廷意見は、「連邦と州」の保険市場と読み替えた。ロバーツ法廷意見は、テクスチャリズムの解釈が意味をなさない（make little sense）なら、最も自然な解釈（natural reading）から離れて、法の文脈と構造から解釈しなければならないと説明してシェブロン法理を発動させなかった。

2024年以前に、すでにシェブロン法理を発動する前の段階、そもそも発動させない場合が存在することを合衆国最高裁は明らかにしていたのである。

2. シェブロン第2ステップとローパー法理の違いについて

すでにシェブロン法理の第2ステップにおいて、行政機関の法解釈を裁判所が破棄して、独自の解釈を示していたことがあった。かつて拙著⁽⁶⁵⁾でも検討した2つの事案、2015年 Michigan v. EPA 判決と2014年 UARG v. EPA⁽⁶⁶⁾判決を挙げておく。両判決ともに、シェブロン法理のステップ2が発動した事案であり、ステップ2では、行政機関の解釈が許容できる合理的なものであれば、行政機関の法解釈を裁判所は尊重するはずが、その尊重の程度が著しく低かった事案である。

2014年 UARG 判決のスカリア執筆法廷意見は、同じ法令の中の同じ文言であっても、文脈が異なれば、文言の意味が異なることを示した事案である。この事案を検討するには2007年 MA v. EPA 判決⁽⁶⁷⁾を振り返る必要がある。2007年に合衆国最高裁は、大気清浄法における移動発生源（ここでは自動車のことを指す）「大気汚染物質（air pollutant）」の文言について、大気中に放出されるすべての物質が「大気汚染物質」に該当する、そのために二酸化炭素を含む温室効果ガス（Green House Gas, GHG）も「大気汚染物質」に該当し、EPAは規制権限を行使しなければならないと判断した。この解釈に従えば、同じ大気清浄法において、移動発生源だけではなく固定発生源からの温室効果ガス（移動発生源よりも固定発生源の方がはるかにGHGの排出量が多い）についてもEPAが規制権限を行使すべきかが争われたのがURAG判決である。換言すると、同じ法律における文言は、同じ解

(64) King v. Burwell, 576 U.S. 473 (2015).

(65) 拙著『シェブロン法理の考察』100、118頁。

(66) UARG v. EPA, 573 U.S. 302 (2014).

(67) MA v. EPA, 549 U.S. 497 (2007).

釈を用いなければならないという解釈が争われた。

2014年 UARG 判決は、同じ法律内における同じ文言は、通常は同じ意味を有しているが、文脈が異なれば、移動発生源と固定発生源で「大気汚染物質」の意味は異なる意味を有すると判断した。UARG 判決は、同じ法律でありながら同じ法文言が規定されている条文によって異なる意味を有する根拠として、主要な問題の法理を示したのである。そこで合衆国最高裁は、1994年 *MCI Telecommunications Corp. v. American Telephone & Telegraph* 判決⁽⁶⁸⁾と1980年 *Industrial Union Dept., AFL-CIO v. American Petroleum Institute* 判決⁽⁶⁹⁾を挙げて、経済、政治的重大性を有する行政機関の決定を裁判所が認めるには、連邦議会が明確に言明しなければならない (*Congress to speak clearly if it wishes to assign to an agency decisions of vast “economic and political significance.”*)と述べた。重大な経済的、政治的な問題については連邦議会が判断すべきであり、行政機関に規制権限を付与する根拠が明らかに存在するはずであり、本件では固定発生源の規制まで認められないと UARG 判決は述べたのである。

2015年 *Michigan v. EPA* 判決スカリア法廷意見は、行政機関の法解釈を尊重せず、裁判所独自の法解釈を示した。問題となった法文言は、大気清浄法の「適切」、「必要」であり、化石燃料を用いる火力発電所を規制する行政機関の規則が問題になった。スカリア法廷意見は、行政機関の規則（法解釈）を厳密に裁判所が費用と便益を審査し、1983年 *Motor Vehicle Mfrs. Ass’n v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co.*（以下、*State Farm*）判決の法理を用いて行政機関の法解釈を退けた。この *State Farm* の法理では裁判所は目的を達成する手段の合理性を裁判所は厳密に審査する。

2015年 *Michigan v. EPA* 判決で法廷意見を執筆したスカリアが2016年に亡くなるため、ローパー判決ロバーツ法廷意見は2016年を区切りと示したように思われる。この区切りは、ケーガン反対意見によって厳しく非難される。

(68) *MCI Telecommunications Corp. v. American Telephone & Telegraph Co.*, 512 U. S. 218, 231 (1994).

(69) *Industrial Union Dept., AFL-CIO v. American Petroleum Institute*, 448 U. S. 607, 645-646 (1980).

3. 裁判所の救済と **State Farm** の法理が争われる可能性

昨今の合衆国最高裁は、判決だけではなく、破棄せず差し戻したり、一時差止を認めたりといった手法を用いる事が多い。⁽⁷⁰⁾ 今後、合衆国憲法上の司法権の使命が議論される場合、法文言の解釈を通じた裁判所の与える救済のあり方と裁判所の判決の法解釈を通じて、人民の司法府に対する信頼が確保される点が注目されるようになると思われる。

とりあえず本節では、**Michigan v. EPA** 判決で用いられた、目的を達成する手段を厳密に検討する手法である **State Farm** の法理を検討する。

State Farm の法理とは、連邦議会が考慮していなかった点を行政機関が考慮していたり、重要な点を見落としていたり、その判断に至る理由づけが証拠上、不十分であったり、行政の専門性からみて根拠が存在しない場合に、裁判所は行政手続法にもとづき専断的または恣意的だ (**arbitrary and capricious**) と判断する法理という。本件で問題となったのは自動車の運転手の安全性を規制する **National Highway Traffic Safety Administration (NHTSA、運輸省道路交通安全局)** の基準である。自動車の運転手の安全性を高めるために、運転手が能動的に行動しなくても安全性を確保できる方法がないかが問題になった。そこで自動シートベルトやエアバッグが検討された。

カーター政権下の **NHTSA** は新車のエアバッグと自動シートベルトを義務づける基準を示したが、レーガン政権は、この基準を撤回した。

合衆国最高裁は、恣意的で専断的だとして判断を差し戻した。合衆国最高裁によれば、**NHTSA** は全車にエアバッグを義務づけるといった代替的な手法を検討しておらず、自動シートベルトが手動シートベルトに比べてシートベルトの使用率が2倍以上になったという記録が存在しているにもかかわらず、自動シートベルトがシートベルトの使用率を増加させないと **NHTSA** が結論づけた点が恣意的で専断的になりうると判断した。

State Farm の法理を用いる **Michigan v. EPA** 判決のように、行政機関の判断の必要性和合理性を判断する手法を用いれば、シェブロン法理の第2ステップで、行政機関の法解釈を恣意的で専断的であり違法だと判断することは十分に可能で

(70) 拙著『行政機関の憲法学的考察』（日本評論社、2023年）279頁。

あった。合衆国最高裁は 2024 年にわざわざローパー判決でシェブロン判決を破棄する必要はなかったともいえる。⁽⁷¹⁾ さらに、ロバーツ法廷意見は、シェブロン判決を破棄するのだけれども、その効果は過去の判例には遡及しないという説明を付したのである。

それでは何故に 2024 年ローパー判決はシェブロン判決を破棄したのか。その背景にはトーマスとゴーサッチの存在があるように思われる。2015 年の *Michigan v. EPA* 判決でトーマス同意意見は、*Marbury v. Madison* 判決を引いて、何が法であるかを宣言する最終的な解釈権限は裁判所にあると主張し、連邦法についての行政機関の解釈に対して法的効力を軽々しく (*blithely*) 認める前に立ち止まって、合衆国憲法 (*document*) を熟慮すべきであると述べていた。トーマスはシェブロン法理が裁判所の解釈権限を制限しており違憲だと主張していたのである。ゴーサッチとトーマスは、行政機関の法解釈を合衆国憲法第 1 章の立法権から憲法問題として構成しようとするのである。

ゴーサッチは、2019 年の *Gundy v. U.S.* 判決において、連邦議会の行政機関に対する権限の付与がずさんであり、行政機関の裁量権の行使が認められないと主張していた。彼は、合衆国憲法起草者の *Madison* にまで遡り、合衆国憲法第 1 章が連邦議会に立法権を付与している以上、その権限を行政機関に丸投げすることは合衆国憲法第 1 章の *Vesting clause* に反して違憲であると主張した。

話をローパー判決に戻すと、ロバーツは、シェブロン法理の解釈の手法の手順を疑問視するという程度で合衆国最高裁のトーマス、ゴーサッチをはじめとする各裁判官に同調を促し、共通項を導いた。ロバーツは、スキッドモア判決以前から、裁判所には独自の法律解釈をする権限が合衆国憲法上、認められていたとわざわざ説明して、トーマスとゴーサッチに同調を促し、その見解を補強するために行政手続法の文言に注目した。

State Farm の法理では、行政機関は利用可能なすべての証拠を説明して、認定

(71) Kristin Hickman, *Narrowing Chevron's Domain*, 70 *Duke Law Journal* 931 (2021). (Hickman は、*Mead* 判決に注目する。告知コメント手続きにもとづく規則や裁決について裁判所は尊重するが、法的拘束力を持たない場合は必ずしも明らかではなく、シェブロン第 2 ステップの審査は恣意的で専断的な審査と同じとみてよいと主張する。したがって、シェブロン法理が破棄されたとしても、彼女の立場では税制上の問題を外せば、2024 年 *Loper* 判決が劇的な変化をもたらすとは限らないことになろう。)

した事実と規制手段の選択との間の合理的関連性を示さなければ、行政機関の法解釈は恣意的で専断的だと判断される。

恣意的で専断的だと判断される要素は、**State Farm** の法理によれば、連邦議会が、検討すべきだとは考えていなかった事項を行政機関が検討した場合、問題の重要な点を検討しなかった場合、その判断に至る説明が、証拠上、矛盾している場合、あるいは、行政機関の専門性に照らしたものだと言えない場合である。

行政機関の権限と法解釈を裁判所が審査する場合に合衆国憲法の解釈までさかのぼって、その司法審査の正統性を導こうとする立場（トーマス、ゴースッチ）と、一般法の解釈を通じて司法審査の正統性を確保しようとする（ロバーツ、バレット）という二つの流れを認めることができる。**State Farm** の法理に注目するものは後者の立場にある。

4. ケーガン反対意見を読む

行政機関の法解釈を裁判所が尊重するあるいは拘束される根拠のひとつは、行政機関の専門性である。行政機関は法律で付与された権限で、法を解釈し、法的拘束力を有する行政規則を制定する。それ以外に、行政機関は、その専門性を手掛かりに、法的拘束力を有しない行政規則を制定、改正することもある。

この検討に入る前に念のために確認すべきは、シェブロン法理の場合は、行政機関の連邦法の解釈に対する裁判所の尊重であるが、ローパー判決が触れた 1997 年 **Auer** 判決や 2001 年 **Mead** 判決⁽⁷²⁾ の場合は、行政機関の行政規則に対する裁判所の尊重であった。どちらも行政機関には専門性が認められるという点では共通している。行政規則には法的拘束力を有する場合と法的拘束力を有しない場合（解釈規則）が存在する。

2001 年の **Mead** 判決⁽⁷³⁾ では、合衆国関税率調整別表について関税率を調整する解釈規則が問題になっていた。2001 年 **Mead** 判決で問題になった争点は、シェブロン法理にもとづき、行政機関の解釈よりも司法府の解釈のほうが優れた解釈を示すことが可能であっても、裁判所はなお行政機関の解釈に従うかであった。⁽⁷⁴⁾ **Mead**

(72) *U.S. v. Mead Corp.*, 533 U.S.218 (2001).

(73) *U.S. v. Mead Corp.*, 533 U.S.218 (2001).

(74) 拙著『シェブロン法理の考察』35頁。

判決は、シェブロン法理の尊重を限定させた。行政規則が告知コメント手続や裁決を踏んだ場合の法的拘束力を有する行政規則とそうではない行政規則とで区別した。前者については、シェブロン法理が作動するけれども、後者の場合、すなわち連邦議会が法的拘束力のある規則を制定する権限を付与していないときは、審査裁判所はスキッドモア判決に従うと述べた。

次に、行政機関が行政規則の解釈を変更した場合が問題になった。合衆国最高裁は、行政規則がその前後で首尾一貫していて矛盾が存在していない場合に、裁判所は規則を尊重すると判断していた。1997年に **Auer v. Robbins** 判決⁽⁷⁵⁾は行政手続法にしたがい、告知コメント手続きを踏まず、ゆえに法的拘束力を有しない解釈規則の変更について判断した。合衆国最高裁は、その行政規則の解釈の変更が首尾一貫していれば、裁判所（スカリア法廷意見）はその解釈基準を尊重すると述べた。

ローパー判決ケーガン反対意見は、1997年 **Auer** 判決と 2019年 **Kisor** 判決⁽⁷⁶⁾を取りあげた。⁽⁷⁷⁾ **Kisor** 判決は、戦争で障害を負った海兵隊に対する障害者恩給の支給をめぐる軍人省の規則が争われた事案である。合衆国最高裁は、行政規則が曖昧な場合に、裁判所がそれを尊重するかどうか、裁判所が、行政規則の曖昧性を解消するすべての道具を使い切ったあとに **Auer** 判決が作動するかを判断した。ケーガンは **Kisor** 法廷意見の Part II-B で、**Auer** 法理が発動するための次の条件を示していた。

- 1) 行政規則が曖昧な場合で、文言、歴史や目的から尊重するかを判断する。
- 2) 行政機関の規則解釈がその公的で正当な立場にもとづいているかを判断する。
- 3) その解釈が行政機関の専門性に依拠しているか、そして合理的で熟慮されているかを判断する。
- 4) その解釈が構成で熟慮されたものであるかを判断する。

彼女は、裁判所が行政機関の規則解釈を尊重するかを問う際に、連邦議会の意図が関係するという。**Kisor** 判決は審理を原審に差し戻して、**Auer** 判決を破棄しなかった。⁽⁷⁸⁾

1997年 **Auer** 判決ですでにシェブロン法理の作動不能性が明らかになっている

(75) *Auer v. Robbins*, 519 U.S.452 (1997).

(76) *Kisor v. Wilkie* 139 S. Ct. 2400 (2019).

(77) 拙著『行政機関の憲法学的統制』226頁。

(78) 前掲 229頁。

のにもかわらず、2024年ローパー判決で合衆国最高裁が破棄するには **Stare decisis** に反するとケーガンは主張する。わざわざ先例を破棄することで、すでに解決した法解釈や、それに対する長年の信頼利益に疑いを生じせしめ、もって法的枠組みに大規模な衝撃を与えるという。

ローパー判決ケーガン反対意見は、判例上、連邦議会こそが過去の立法行為を変更する権限を有しており⁽⁷⁹⁾、憲法解釈については、司法府が誤りを修正することができるという。しかし、本件では、この争点はあてはまらない。**Kisor** 判決⁽⁸⁰⁾に従い、裁判所の判断が連邦議会で受け入れられるかどうかは、連邦議会の判断に委ねられている。長年の間、連邦議会は裁判所の判断を受け入れてきたはずである。さもなければ、その長年の間に連邦議会は、シェブロン判決を行政手続法の改正あるいは個別領域の個別法の改正を通じて、覆すことができたはずなのに、しなかった。また、**Kisor** 判決は、曖昧な規則の合理的な解釈を尊重することは、行政法全体に浸透（*pervade*）していると述べていた。

ケーガンは、裁判所がシェブロン法理を軽視するようになったのは、はるか昔のことで、決して最近になって唐突に登場した争点ではないという。ロバーツ法廷意見がスカリアの亡くなった2016年を一つの区切りにしてシェブロン法理を回避するようになったと指摘している点が誤っているとケーガンは分析する。

彼女によれば、合衆国最高裁がシェブロン法理を回避するのは日常茶飯事だった。**Kisor** 判決が1997年 **Auer** 判決を破棄しなかったのと同様に、なにゆえ今になってシェブロン判決を破棄しなければならないのかが納得できないと彼女は首をかしげる。

III. 虚構としての権限付与と **Counter-majoritarian**

ローパー判決ゴーサッチ同意意見は、行政機関に対する権限の付与という虚構性に注目する。彼の敬愛するスカリアが⁽⁸¹⁾、シェブロン判決の論理が、法解釈権限

(79) *Patterson v. McLean Credit Union*, 491 U. S. 164, 173 (1989).

(80) *Kisor*, at 587.

(81) Scalia, *Judicial Deference to Administrative Interpretations of Law*, 1989 Duke L. J. 511, 516-517 (1989) (describing Chevron's theory that Congress "delegat[ed]"

を行政機関に付与するのは虚構であると述べていたとし、また、プレイヤーが⁽⁸²⁾、法解釈機能を付与するという立法府の意図がやはり虚構であると述べていたと説明する。

ローパー判決ゴーサッチ同意意見によれば、シェブロン判決が裁判所に要請する「尊重」とは、裁判官は行政機関の法解釈を尊重するように立法府が暗黙のうちに期待している、すなわち立法府の願望の表明という虚構を前提にしている。⁽⁸³⁾ シェブロン法理を支持するものにいわせれば、この虚構とは、良い政府（統治）についての政策的判断を示している。民主主義国家において、選挙で選ばれたわけでもない裁判官は、選挙で選ばれた代表者が制定した法律よりも、自分たち裁判官を上位に置くような権限を有していない。連邦議会が行政手続法で定めた命令を望ましいと考えるものもあれば、そうではないと考えるものもいる。しかし、少なくとも良い統治についての連邦議会の見解こそが規律すべき規範であって、裁判所の見解ではない。

ゴーサッチの見立てでは、シェブロン判決と行政手続法との間の矛盾は、従前から述べられてきたとおりであり、シェブロン法理を維持しようとするところこそが、*stare decisis* に違反する。この点で、ケーガンと分岐している。ゴーサッチによれば、人民に選ばれた代表者が制定した法律に裁判官は従わなければならない。ゴーサッチはシェブロン判決とそれ以外の判決として区別して、シェブロン判決以外の先例拘束性に裁判官は縛られると主張する。

interpretive authority to agencies as “fictional”).

(82) S. Breyer, *Judicial Review of Questions of Law and Policy*, 38 Admin. L. Rev. 363, 370 (1986) (describing the notion that there exists a “legislative intent to delegate the law-interpreting function’ as a kind of legal fiction”).

(83) *Gutierrez-Brizuela*, 834 F.3d 1142, 1158 (2016). (*Gorsuch, J., concurring*). (合衆国最高裁に入る前から彼はシェブロン判決を、その虚構性を指摘して批判してきた。シェブロン判決というゴリアテ（巨頭）が倒れたら現代行政法はどうなるのか。連邦議会は行政機関が執行するための法律を制定することができるし、またそうするだろう。同様に、行政機関はこれらの法律をどのように執行するかについての指針（guidance）を提示し続けるだろう。唯一の違いは、裁判所が、法律が何であるかについて独自の判断を示す義務を果たすことである。裁判所は行政機関の見解を参考にはできるし、それが法律の最善の解釈に合致する場合には、その解釈を適用するだろう…。)

1. **Marbury v. Madison** 判決は根拠になりうるのか。

Richard Pierce⁽⁸⁴⁾ は、ローバー判決ロバーツ法廷意見の結論には賛同しながらも、**Marbury v. Madison** 判決を用いた理由付けを痛烈に批判する。彼によれば、そもそも **Marbury v. Madison** 判決は、議会制定法の文言が曖昧である場合に、裁判所の法解釈が唯一の正答だとは何ら述べていないはずだという。彼は、**Marbury v. Madison** 判決とローバー判決との間で認定された事実に大きな違いが存在するため、**Marbury v. Madison** 判決を根拠にはできないはずだという。**Marbury v. Madison** 判決では、**Marbury** が大統領に任命され、上院の議会の承認を受けている事案であって、行政機関が一定の裁量権を付与されている事案とは異なるという。Pierce の言葉に従えば、行政機関の裁量を裁判所が審査できる行為とそうではない行為は区別される。**Marbury v. Madison** 判決を取り上げてトーマスやゴサッチを取り込もうとしたロバーツ法廷意見には欠陥が存在することになる。

さらに、Jerry Mashaw⁽⁸⁵⁾ は、シェブロン法理が行政機関に一定の法解釈を行う裁量権が認められることを明らかにして、行政機関は裁判所と同様に事実を認定し、法を適用する任務を負っているという点に注目する。行政手続法の定める審査裁判所（reviewing court）は、原審や行政機関の認定した記録を審査する。その審査の厳格性の程度は審査の対象、すなわち事実、政策それとも法律に関するものに左右されている。

Mashaw に従えば、今さらになってローバー判決は行政手続法をシェブロン判決が無視してきたと仰々しく取り上げる根拠はどこにもない。行政手続法は審査裁判所に審査権限は付与しているが、どの程度の厳格性で審査すべきかについては何も明文上、述べていない。彼は、行政手続法において、事実、政策、そして法律解釈の区別が、長らく自明ではなかったという点、そして、ローバー判決は、この争点を何ら解決していない点を指摘しているように思われる。

Michael Herz⁽⁸⁶⁾ は、裁判所の独自の法解釈権限に注目していた。彼によれば、

(84) Richard Pierce, *On Misciting Marbury*, *The Regulatory Review* (Jan 29, 2024). <https://www.theregreview.org/2024/01/29/pierce-on-misciting-marbury/>

(85) Jerry Mashaw, *Federal Administration and Administrative Law in the Gilded Age*, 119 *Yale L. J.* 1362 (2010).

(86) Michael Herz, *Chevron is Dead; Long Live Chevron*, 115 *Colum L. Rev.* 1867, 1870 (2015).

シェブロン法理は、裁判所が自らの法解釈権限を縛ってきた、一種の自主的な規制であり、立法府が裁判所に命じたのではないという。このように捉えると、彼は2024年の段階で新しい論文を公表していないので結論を急ぐべきではないが、行政機関の法解釈に司法府が縛られるのは一種の自主規制であり、それがローパー判決によって解除されたということになりうるだろう。彼によれば、憲法上、連邦議会の意思決定を中心におくのが理想的だとしても、現実の政治では法制定は難航している。彼は、裁判所が、意思決定機関である議会のあるべき理想と現実の意思決定の停滞のいずれに注目して、裁判所に与えられた法解釈という任務をどのように果たすべきかが問題だと指摘しているように思われる。

2. スカリアがシェブロンに対する愛を捨てた理由

とりわけスカリアがなにゆえにシェブロン法理の愛を捨てたかに注目すれば、合衆国最高裁の法解釈の正統性を一定程度、説明することが可能である。

スカリアは、当初はシェブロン法理のステップ1で、自分が馴染みのある伝統的な法解釈の手法を法解釈の際に手元に並べておけば、法文言の明確性について容易に認定できるので、法解釈の統一性と予測可能性が十分に確保されると踏んでいた。しかし、伝統的な法解釈の複数の道具は、その組み合わせによって幾通りの解釈が導かれる。法文言に対して裁判官が忠実であったとしても、辞書の意味だけで法文言は明らかになるとは限らず、事実の認定によっても法文言の明確性は左右されている。

裁判所が、行政機関の法解釈を尊重する程度は、大きく3つのタイプに分類できる。第1に裁判所は行政機関の法解釈をまったく尊重しない、第2に裁判所は法解釈を一定程度尊重する、第3に裁判所は行政機関の判断を尊重する、あるいはしなければならない。

ローパー判決ロバーツ法廷意見はシェブロン判決が第3のタイプだと位置づけて、行政機関の法解釈によって裁判所が縛られている点が行政手続法と矛盾すると判断した。

2015年 *Michigan v. EPA* 判決のあと2016年にスカリアが亡くなり、ゴーサッチは憲法と法の解釈法理を大きく組み直そうと試みた。トーマスは、2015年 *Michigan v. EPA* 判決の同意意見で、行政機関の連邦法の解釈に法的効力を与える前に、一

度立ち止まって、合衆国憲法を考えるべきだと述べていた。

2019年の *Gundy v. U.S.* 判決⁽⁸⁷⁾において、ゴーサッチは授權禁止の法理を用いて、法文言に対して、表現の自由でおなじみの「曖昧性性故に無効の法理」を引っ提げて、蓄積された法解釈を組み直そうと試みたが、憲法問題としてはそれほど重大ではないとみなされてアリトーの同調を得ることができず、多数派を構成できず、反対意見にとどまった。ゴーサッチは、行政機関に対する多くの権限の付与が憲法問題ではなく法律問題として片付けられ、行政機関が強い権限を行使してきた点を見直すべきだと主張するのである。

合衆国憲法上、立法権を付与された連邦議会は法文言を精密にすべきだ、法制定がずさんだと司法府は立法府に対して指摘できるとゴーサッチは主張するのである。ゴーサッチは、行政機関が裁量権限を付与され、マーガリンの包装紙に税のスタンプを押す場合、どのような場合に国有林を行政機関が保護すべきか、「破壊 (destruction)」それとも「荒廃 (depredation)」か、という例を挙げる。⁽⁸⁸⁾ 大小を問わず、これらの判例は、議会、裁判所、一般市民が立法府の指針 (guidance) に従ったかを確認できるよう、十分に明確かつ正確な (definite and precise) 基準を議会が示さなければならないという主題を示しているという。

2022年 *West Virginia v. EPA* 判決では、ロバーツは、「主要な問題の法理」をレーンキストと時代の連邦議会の明確な言明の法理にとどめて、バレットも、2023年 *Nebraska v. Biden* 判決⁽⁸⁹⁾で、ロバーツの立場に同調した。

彼女によれば、主要な問題の法理では、経済的、政治的に重大な政策は連邦議会が判断すべきとする可能性が高い。それは、問題に精通した解釈者 (a reasonably informed interpreter) の常識的な感覚を反映している。そして、ただ法文言だけで決定できるものではない。法文言の意味は常に文脈に左右されている。法文言、文脈、背景にある法的伝統 (法的な慣習、決まりごと legal convention)、背景 (surrounding circumstances)、法的枠組み、法文言以外の要素も行政機関に付与された権限の範囲を解釈するのに重要である。裁判所が主要な問題について議会が明確に言明し、行政機関の権限の範囲を確定する場合、裁判所は法文言だけに絞らないという。

(87) *Gundy v. U.S.*, 588 U.S. 128 (2019).

(88) *Gundy v. U.S.* (Gorsuch, J., dissenting).

(89) *Biden v. Nebraska*, 600 U.S. 477 (2023).

ロバーツ・バレットとトーマス・ゴーサッチの両陣営は、行政機関の権限を疑うことによって、その権限を否定する傾向が強い点では共通している。しかし、ロバーツとバレットの陣営は、ゴーサッチとトーマスの陣営と異なり、合衆国憲法ではなく一般法のレベル、行政法の解釈の問題として評価している。

ローパー判決ロバーツ法廷意見は、シェブロン法理の尊重の3つのタイプのうち、裁判所は行政機関の法解釈を尊重する義務を負っているという第3のタイプが行政手続法と矛盾していると判断している。

ロバーツ法廷意見は、第2のタイプのうち裁判所が尊重する場合と尊重しない場合があるという点をめぐり、具体的にどのような場合が尊重されるのかを必ずしも明らかにしておらず、それはスキッドモア判決に委ねると示している。

次節では、1944年スキッドモア判決と2024年ローパー判決は必ずしも同一とは限らない可能性を示していく。

3. 連邦議会の明確な言明の法理と専門家集団の判断、そしてテクスチャリズムの不一致

2023年 *Nebraska v. Biden* 判決で、ロバーツとバレットが、主要な問題の法理を憲法ではなく一般法の解釈法理と位置づけたことで、同法理はレーンキスト・コートの連邦議会の「明確な言明 (clear statement)」の法理に近づいている。⁽⁹⁰⁾ バレットは *Nebraska v. Biden* 判決で、主要な問題の法理における、議会と行政機関の関係を、母親とベビーシッターという子育ての意思疎通になぞらえた。彼女は、子どもの世話をする親（連邦議会）が責任者であり、ベビーシッター（行政機関）の条件 (term) を決めているにすぎないのだ、判断する事柄が重要であれば親が判断するはずだ、お互いに意思疎通 (communication) を図るはずだ、と主要な問題の法理を考える。バレットの立場でも、行政機関の権限が強い場合は、裁判所は行政機関に対する権限の付与を疑うことになる。主要な問題の法理は、それだけ経済的、政治的に重大な問題であれば、連邦議会は行政機関に権限を容易には付与しないであろうと推定するのである。何よりもまず、裁判所は行政機関に、問題となる権限が法律によって付与される証拠が明確な言明として存在するかを主

(90) Frickey, *Congressional Intent, Practical Reasoning, and the Dynamic Nature of Federal Indian Law*, 78 (5) Cal. L.Rev.1137 (1990).

要な問題の法理を通じて問うのである。換言すれば、裁判所が主要な問題を法廷で取りあげれば、行政機関は、その権限の根拠を示す立証責任を負うことになる。

合衆国最高裁はシェブロン法理を否定して明確な議会の言明の法理を主要な問題と併せて用いることで行政機関という専門家集団の判断を、裁判所が否定する可能性を示したことになる。パレットよりも、この程度が強いのがゴーサッチである。

ゴーサッチはローパー判決同意意見で、民主的な正統性を有しない裁判官がやすやすと議会の政策的判断に踏み込むべきではないと述べて、裁判所が議会の判断を尊重する場合もあると述べつつ、民主的な基盤を有しない官僚たちに連邦議会が権限を付与することが虚構に過ぎないとして、専門的・技術的に判断する行政機関を裁判所は否定することもあるという。彼は、合衆国憲法上の司法審査の民主的な正統性の論点を持ち出して連邦議会に立法権を要求しながら、裁判官は専門家集団の判断を否定できると主張している。

2023年 *Sackett v. EPA* 判決⁽⁹¹⁾ ケーガン同意意見は、*Sackett* 判決多数意見が法文言の曖昧性や漠然性を解決するために裁判所は議会の明確な言明の法理が作動させていると述べていた。本件は、水質浄化法にもとづき、EPAと工兵隊が定めたWOTUS（Waters of the U.S.）の解釈が争われた事案である。本件で合衆国最高裁は、長らく続いてきたKennedyとスカリアの間の解釈に決着をつけた。そして、カバノーやケーガンは、テクスチャリズムの立場からアリトー法廷意見を厳しく批判した。

Sackett 判決ケーガン同意意見によれば、連邦議会が明確に述べた言明を裁判所が自らの解釈のほうが望ましい（best reading）という理由で、議会の明確な指示を書き換えることはできない。*Sackett* 判決アリトー法廷意見が、それをしでかしたのだ、と*Sackett* 判決ケーガン同意意見は批判するのである。

彼女の意見から見えてくるのは、裁判所は法文言の漠然性や曖昧性を解消するためでなくもともと広範に定められた文言の適用範囲（行政機関の権限と、それにもとづく広い裁量が認められることになる⁽⁹²⁾）を裁判所が意図的に狭める（行政機

(91) *Sackett v. EPA*, 598 U. S. 651 (2023).

(92) Richard J. Pierce, Jr., *Two Neglected Effects of Loper Bright*, (July 1, 2024). (ピアースも *Loper* 判決が、行政機関に広い裁量を与えることは可能だと認めていると分析している。) Available at: <https://www.theregreview.org/2024/07/01/pierce-two-neglected-effects-of-loper-bright/>

関の権限を否定する) ために、議会の明確な言明の法理を用いる可能性が存在していることである。**Sackett** 判決のアリトー流のテクスチャリズムの解釈によって、連邦政府の河川に対する規制権限はたしかに狭くなっている。このような主張は **Nebraska v. Biden** 判決のバレット同意意見と共通している。

Sackett 判決でケーガンとカバノーは立法府の法制定のプロセスと司法審査の関係を描いている。**Sackett** 判決のカバノー同意意見は、連邦議会の立法史に注目した。これまでの議会の大気清浄法の法改正の経緯と行政機関の法執行の蓄積を、アリトー法廷意見が無視しているとカバノーは分析した。連邦法の文言をアリトー法廷意見が書き換えているという点でケーガンとカバノーは同調するのである。

4. スキッドモア判決とローパー判決は必ずしも同一ではない

2024 年ローパー判決と 1944 年スキッドモア判決は同一だろうか、両者の関係が問題になる。ローパー判決は、裁判所は次のステップを踏むと説明した。⁽⁹³⁾

第 1 に、法文言の曖昧性を解消する作業は行政機関だけの専権事項ではないことを確認した。「主要な問題」の法理を用いることで、裁判所は行政機関の法解釈を自ら判断することに躊躇しない。主要な問題から明確な言明の法理を用いて、行政機関の権限を裁判所は探り、その権限の根拠を探ることになる。

第 2 に、連邦議会が行政機関に対して明示あるいは黙示的に権限を付与したかを裁判所は判断する。権限の範囲内である場合、行政機関の法解釈(規則)は適法である。権限の付与は明示的なものであることが、黙示のものであっても差し支えない。立法府は、法文言を明文で広く定義することで、行政機関に広く権限を付与することもできる。

第 3 に、連邦議会が行政機関に権限を付与したか明らかではない場合、行政機関に頼らずに裁判所は独自の法解釈 (**independent best reading**) を展開するが、場合によっては行政機関の法解釈を尊重する場合もある。その場合は 1944 年スキッドモア判決に従い、次の要素に注目する。

- 1) 連邦議会が法律を制定した直後に行政機関が規則を制定した場合、
- 2) 行政機関の法解釈が時間の経過とともに首尾一貫しており、矛盾が存在しない

(93) 拙著「シェブロン法理、ローパーブライト法理とスキッドモア法理について」法学館憲法研究所 (2024 年 7 月 12 日)。

場合、

3)争点が、科学的専門性など技術的な場合である。

スキッドモア判決で合衆国最高裁は、行政機関の判断が、その経験や問題に精通していることから、行政機関の法解釈の指針を適切に得られることができるため裁判所は行政機関の判断を尊重するのだ、と説明していた。

ローパー判決は、シェブロン法理のステップ2で行政機関の法解釈を唐突に（長らく裁判所はステップ2では行政機関の法解釈を支持するのが常だった）拒絶し、法の予測可能性を損なう点を補うという批判を回避できる。

2015年 *Michigan v. EPA* 判決では、ステップ1で、法文言の曖昧性を認めておきながら、ステップ2で行政機関の法解釈を退けた解釈は唐突で予測可能性を損なうと批判されていた。もっともこの点は後述するが、2024年ローパー判決がどれだけのインパクトをもつのかは2025年以降の合衆国最高裁の判断に委ねられている。

2024年のローパー法理は、1944年スキッドモア法理と似通っているといえるのかもしれない。しかし、次のような問題が存在している。

第1に、ローパー法理に従えば、行政機関に対する権限の付与を裁判所は確認する。明示だけでなく黙示的な場合もありうる。黙示的に行政機関に権限を付与したことをどのように裁判所は解釈し、文脈、構造、それとも目的によって確定していくのかは必ずしも各裁判官で統一されておらず、事実上左右され、必ずしも明らかではない。少なくとも議会の意図を明らかにするという作業がなお必要になる。ゴーサッチ同意意見は、行政機関に対する権限の付与を「虚構」と呼んだ。あるいは、長年培われた行政規則が、連邦議会の法改正によって否定されなかった経過をもって黙示的な権限の付与が認められるかもしれない。

連邦議会は法文言を広く定義することで、行政機関に広範な裁量を与えることもありうる。*Gundy v. U.S.* 判決のゴーサッチ反対意見は、連邦法の文言に対して曖昧故に無効の法理が作動すると指摘していた。

ゴーサッチやトーマスではなく、合衆国最高裁の裁判官をまとめようとする傾向があるロバーツが法廷意見を執筆したことは、政治的選好に振り回されず合衆国最高裁が法解釈を維持しようとしている姿勢を示そうとしているのだろう、と期待できることを示している。ロバーツ法廷意見は、どのような文脈であっても裁判官が

自分の政治的選好にもとづき法解釈を展開することないと法廷意見の中でわざわざ断っているが、合衆国最高裁の法解釈が人民の信頼に値するかは我々、人民に委ねられている。

第2に、尊重にあたって、次の1)、2)、3)のいずれの要素をどの程度重視するのは必ずしも明らかではない。

- 1)連邦議会が法律を制定した直後に行政機関が規則を制定した場合、
- 2)行政機関の法解釈が時間の経過とともに首尾一貫しており、矛盾が存在しない場合、
- 3)争点が、科学的専門性など技術的な場合である。

スキッドモア法理は、行政機関が有する経験と問題に精通している点を根拠に裁判所が行政機関の判断を尊重する（尊重しない）場合もあるが、いずれにせよ行政機関の判断に裁判所は縛られないと述べている。しかし、少なくとも上記の1)、2)そして3)という3つの要素のいずれをどの程度、重視して尊重という結論を導くのかは決して明らかではない。

行政規則に首尾一貫性が欠けていれば、尊重の程度は低いだろうし、連邦法の制定直後に、行政規則が制定されたら尊重の程度は高いだろう。連邦議会が法制定を長らく放置したと認定した場合、裁判所は議会が黙認したと認定するのは明らかではない。

法文言の解釈には科学的な専門性が絡む場合も存在している。そのような場合はスキッドモア判決に従い、裁判所は行政機関の判断を一定程度、参考にできるはずであろうし、複数の行政機関が大統領の掲げる政策のもとでそれぞれの有する科学的知識にもとづき、複合的に規則を制定していくこともあるだろう。また、科学的専門性は、政権の交代では揺るがないはずだが、行政機関の長を大統領が任免していれば、政権の交代でもたやすく変わるはずがない（と期待される）科学的な客観性が揺らぐかもしれない。専門家集団で構成される委員会の構成が、大統領あるいは大統領を通じた行政機関の任命によって、大きく変わることがある。大統領の推進する政策のうちどれが、どれだけ法廷で重要視されるかは明らかではない。少なくとも、これらの行政機関は行政規則の根拠を立法府に対して説明しなければならない。

第3に、ローパー判決は、シェブロン法理を、どのような場合でも裁判所に行政

機関の法解釈を尊重せよと義務づけるものだと位置づけて破棄している。シェブロン法理のうち、行政機関の法解釈を裁判所が許容できるか（permissible）という点をローパー判決は軽視している。行政機関の法解釈を裁判所は許容できるけれども、それに縛られるのは合衆国憲法上の裁判所の独自の法解釈権限を侵害し、違憲だと述べるのである。

しかし、ローパー判決よりも前に、そもそもシェブロン法理を発動させなかったり、ステップ2で法解釈の合理性を **State Farm** の法理を用いて裁判所が認めなかったりした事案もいくつか存在していた。わざわざシェブロン法理をいま破棄しなくても、すでに別の姿をしているシェブロン法理に、新たに何かしら解釈法理を追加することもできた。行政機関の法解釈を尊重する必要性を失わせる、そのためだけに、法解釈の道具を再構成しようとしたともいえるのかもしれない。

おわりに

これまでシェブロン判決は、行政機関の統制に憲法学的にも行政法学的にも極めて重要な意義を有してきた。2024年ローパー判決は、憲法学・行政法学的に見ても、ひとつの転換点になるように思われる。ひとつの先例を破棄することは、法の不安定と混乱が発生することを一定程度、回避し得ない。2024年以降、次の判決が蓄積する中で、それらの不安定さと混乱は解消され、ローパー判決の射程が定まっていくであろう。

シェブロン判決のシェブロン法理とは、定義に争いはあるが、第1ステップで、議会制定法の文言が曖昧であるかを問い、第2ステップで文言が曖昧であれば行政機関の法解釈が合理的であれば裁判所はそれに従うというものである。ローパー判決は、行政機関の法解釈に必ず裁判所が縛られるとシェブロン法理を狭く捉えた。合衆国憲法上、そして **Marbury v. Madison** 判決によって、裁判所は行政機関から独立して法を解釈するのだから、行政機関の法解釈に裁判所が拘束されるのはおかしいとローパー判決は説明した。

2024年ローパー判決で、合衆国最高裁の裁判官の多数派は、シェブロン判決が行政手続法に矛盾しており、民主的な正統性が低い行政機関に対して過度の尊重を

義務づけていると判断した。これだけみれば大きな転換点かもしれない。

しかし、シェブロン法理がテクスチャリストに過度に大事に甘やかされ、その後、手に負えなくなったので用いなくなり、最終的に捨て去ったと見れば、それほど大きな転換点とも思えない。シェブロン法理が法解釈の伝統的な手法をひとまとめにしたセットだとすれば、そのセットをほどいて、もう一度、組み直したのがローパー判決なのかもしれない。

議会制定法はいったん制定されると頻繁には改正されることはなく、政策は大統領の交代によって大きく変更されることがある。気候変動や環境といった変転する分野において、行政機関の専門性を裁判所が判断しうるのが問題になってきた。

本稿では、ローパー判決の意義を裁判官の法解釈の説得力と合理性を検討するために、解釈手法の整理を試みた。大統領は、行政機関に対して自らの政策を実現させようとする。⁽⁹⁴⁾ ローパー判決によって、行政機関の法解釈権限が容易に裁判所によって否定される可能性が生まれたということは、大統領の権限が裁判所に比べて弱くなったと評価することができる。行政機関は、その科学的あるいは経験にもとづく専門性をもって法を解釈する。その権限自体をローパー判決は否定していない。同判決のケーガン反対意見は、どれだけ専門性を有する分野であっても、裁判所は排他的に審理する権限、すなわち裁判官は科学者でもないのに、科学者の見解を否定する権限を法廷意見は認めてしまったと嘆いていた。彼女は、行政手続法という 80 年近い歴史を有する法律の文言を今ごろになって解釈する理由、先例拘束性から見ても、40 年にわたって強い影響力を及ぼしてきた先例を破棄するだけの十分な理由が見当たらないことを主張していた。ケーガン反対意見は、シェブロン法理は現代政府の縦糸と横糸の一部となり、あらゆる種類の規制の取り組みを支えてきたと主張する。

本稿では明らかにすることはできなかったが、**Dobbs** 判決が、**Roe v. Wade** 判決を覆すだけの特別な正当化事由を見出しているか疑わしいというアメリカ合衆国憲

(94) 大統領と行政機関は従来、協調するように考えられてきたが、現在、我々が直面している問題は「協調」ではなく「対立」であると考えられるようになってきたのかもしれない。ケーガンは憲法起草者の **Hamilton** に遡り、硬直化している行政機関に活力と効率性を大統領が与え、大統領は人民に説明責任を負っていると主張した。ケーガンが大統領による行政機関の監督を強調していたことは皮肉である。Kagan, *Presidential Administration*, 114 Harv. L. Rev. 2245(2001).

法の研究者らの指摘と共通して、シェブロン判決を破棄するだけの特別な正当化事由は疑わしいという意見があった。もし通常の用語に従えば、「**overrule**」とは、以前のシェブロン判決のバブル概念も遡及的に無効だということになるはずだが、合衆国最高裁はそのように述べていない。「**overrule**」という言葉をわざわざ用いた合衆国最高裁の意図が本稿の主張を補強する。

シェブロン法理を破棄する根拠は、シェブロン判決が先例として作動しないというものであった。しかし、ケーガンの言葉を借りれば、シェブロン法理が作動しなかった原因は誰にあったのか。テクスチャリズムを標榜し、いったん愛した法理を放棄したスカリア自身ではなかったか。

ロバーツ法廷意見はスカリアが死去する**2016**年で合衆国最高裁の判例の系譜に区切りをつけ、そして、行政手続法の制定の前後で判例の間の断絶を見出そうとしている。

2024年のローパー判決は、行政活動をめぐる合衆国最高裁の将来の判断のあり方を示したのかもしれない。その理由付けの説得力が不十分であるためか、合衆国最高裁の各裁判官は政治的な信条にもとづき、行政機関の権限を否定するように動いたと評価されてしまう⁽⁹⁵⁾のもあながち不適切とまではいえない。

本稿は、保守的な政治的信条を有する裁判官であっても、その理由付けが人民の信頼を勝ち取るだけの十分な理由付けを判決に示しているか、その理由付けが説得力を有しているかという点から**2024**年ローパー判決を検討した。**2024**年**9**月現在は、バイデン大統領が行政機関の最上位に位置しているが、もしトランプが大統領になったとしたら、彼によって任命され、政治的信条を同じくするといわれる裁判官らは、トランプ政権下の行政機関の規制をどのような理由付けで支持するのだろうか。（**2024**年**11**月の最終校正時にトランプが大統領になる可能性が高くなった。）自分の支持する政権の政策を擁護したいという政治的選好にもとづき裁判官は法文言を解釈するべきではない。

1984年に生まれたシェブロン判決は、判決当時より想定されていた以上に影響力を拡大した。その当時の大統領はカーター（民主）から、規制緩和を進めるレー

(95) 前掲 JETRO 加藤翔一「環境政策拡大も、シェブロン法理の無効化で規制の合法性揺らぐ恐れ、ジェトロの環境エネルギー月例レポート」。（「曖昧な法律に基づく政策決定権が政府省庁から裁判所へ移行した」とする）。

ガン（共和）、ジョージ・H・W・ブッシュ（共和）と続き、1986年から保守的とされるレーンキスト・コートが始まった。

現在のロバーツ・コートは、主要な問題（**major question**）の法理あるいは明確な言明（**clear statement**）の法理を用いて、シェブロン法理に変わる法解釈の複数の手法を並べ替えてきた。そこでは、シェブロン法理をまったく必要としないで、結論に至る法解釈を展開することもできた。

スカリアが愛してやまなかったシェブロン法理は、その後、かたちを変えて生き残ろうとしていたけれども、ついに2024年ローパー判決でとどめを刺された。⁽⁹⁶⁾ 行政機関の法解釈よりも常に裁判所の法解釈が最善な解釈（**best reading**）を導きうるとして、**Marbury v. Madison** 判決から簡潔に裁判所の法解釈権限をロバーツ法廷意見は導き、裁判所は、どれだけ議会制定法の文言が曖昧であったとしても、独自の最善の答えを発見できる、そうしなければ合衆国憲法に違反すると述べた。

裁判所は、法を発見するという点では国家機関の中でもっとも優れているかもしれない。だからこそ、シェブロン法理は、第1ステップで法文言が曖昧か、立法府の意図を、法解釈を通じて裁判所が明らかにできると述べていたのかもしれない。

ローパー判決は、行政機関の有している科学的ないし法を執行する経験という専門性と同じ程度の専門性を裁判所が備えていると認めたと評価されかねない。ロバーツ法廷意見はスキッドモア判決を持ち出すことで、その憂慮を微妙なバランスの上に置いて、判例の積み重ねによる漸進的な積み重ねを提案している。ケーガンは法廷意見が行政機関の上に司法府を位置づけ、政策的な判断であれ、専門性を有する判断であれ、裁判所がすべてを判断できる才覚と権限を有している独裁者（**czar**）だと宣言してしまったと嘆いた。⁽⁹⁷⁾ ケーガンが法廷意見を厳しく非難すれ

(96) Michael Herz, *Chevron is Dead; Long Live Chevron*, 115 Colum L. Rev. 1867 (2015). (2015年のHerzは、シェブロン法理が法解釈の出発点として受け入れなければならない点に疑問を呈し、実務においてシェブロン法理が重要性を失っていると指摘する。)

(97) Emily Bremer, *Power Corrupts*, 41 Yale J. on Reg. 426 (2024). (1980年代に、大統領の下にある行政機関が政策決定権限を有することをシェブロン判決が確認したという流れに注目すべきである。彼女は、Loper判決後の論文で、シェブロン法理のステップ2を裁判所が行政機関の法解釈に「縛られる」と定義することで、尊重がゼロサムゲームだと議論を進める。彼女は大統領の強力で政策を推進した時代から徐々に政策形成権限が行政機関に分散していく流れに注目する。そこでは、大統領が行政機関に一定の統制権を握る（**grip**）ことが重要視されるようになった。シェブロン判決が破棄されたことで、行政機関の政策形成機能は減退することになる。)

ばするほど、その思いとは裏腹に、かえって下級裁判所はロバーツ法廷意見に依拠していくかもしれない。

本稿は、裁判官の政治的信条をできるだけ法解釈の分析に持ちこまないように意識しているが、トランプによって任命された連邦裁判所の裁判官が、もしトランプが大統領になったとすれば、彼らはローパー判決をもちだして、トランプ政権下の行政機関の法解釈を否定するだろうか。おそらくトランプ政権の任命した裁判官は、概して、ローパー判決をシェブロン法理と同一視して、あるいはローパー判決の射程を狭く捉えて、法解釈の合理性を根拠にしてトランプ政権下の行政規則を尊重しようとするかもしれない。

いずれにせよ本稿は、ケーガンと同程度でロバーツの法解釈を悲観すべきではないように考える。ケーガンが悲観するほどに2024年ローパー判決は合衆国最高裁の180度の方向転換を示したわけではなさそうにもみえるためである。それは、**West Virginia** 判決でロバーツが各裁判官の間で微妙なバランスを取ろうとしたようにローパー判決を読み取ることができるからである。ゴーサッチでもトーマスでもなく、ロバーツが各裁判官の中で折り合いをつけて、判決の射程を法律レベルの議論に限定して、漸進的な判例の蓄積を提案したと考えることができるように思われる。このような主張は次の点から裏付けられる。

第1に、ローパー判決の示した法理は、果たしてシェブロン法理とどれだけ異なるといえるのか。ローパー判決は、連邦議会がなお行政機関に法を解釈する権限を付与することは可能であると述べており、ただ、シェブロン法理のうち、法文言が曖昧な場合に行政機関の法解釈に裁判所が必ず縛られるという推定だけをローパー判決が破棄したといえるからである。ローパー判決で今後、裁判所が問うのは、連邦議会が行政機関に法解釈権限を付与したかを個別具体的な事件において個別法で審理していくことになるだろう。だとすれば、次の2つの場合が考えられる。

- 1) 連邦議会が行政機関に明示ではなく黙示的に法解釈権限を付与した場合である。明示的な権限付与はローパー判決以前も、そう問題にはならなかった。どのよう黙示的に権限が行政機関に付与されたかを認定するのが問題になる。
- 2) あらかじめ連邦議会が行政機関に、その文言を通じて広範な柔軟性を行政機関に付与する場合である。**Michigan v. EPA** 判決では、まさに、議会制定法の広範な文言（適切で必要、**appropriate and necessary**）が問題となった。

目的を達成する手段を **State Farm** 法理を用いて裁判所がどれだけ厳密に審査するのかが問題になる。

第 2 に、ローパー法理とスキッドモア法理は同一といえるのかが問題になる。ローパー判決は正当な尊重 (**due respect**) に値するとスキッドモア判決を引用した。スキッドモア判決は複数の要素を示していたが、ローパー判決は、その複数の要素のうち、どの要素を、どの程度、重視して、行政機関の法解釈を正当に尊重するかを明らかにしていない。裁判所は、行政機関の法解釈をまったく尊重しないこともあるし、行政機関の判断の理由付けを審査することもある。あるいは、当初とその後の法解釈の首尾一貫性を審査する場合もある。行政機関は、あとから新たに理由付けを提出することもあるだろう。

したがって、ロバーツ法廷意見の書きぶりであれば、行政機関の法解釈が法廷で争われることは今後、増加するかもしれないが、裁判所によって否定される確率は、シェブロン判決を破棄する以前よりも高くなったとは必ずしも限らない。なぜなら 2024 年以前でも、シェブロン法理を用いて合衆国最高裁は行政機関の法解釈を否定することがしばしばあったからである。だからこそ EPA のような行政機関は、すでにシェブロン法理の第 1 ステップの法文言の曖昧性ではなく、法律であらかじめ付与された裁量権の行使（たとえば、**BACT, Best Available Control Technology**、最善の統制技術）⁽⁹⁸⁾によって、これが目的を達成する最善の手段であると法廷で主張し、規則を正当化しようとしてきた。ローパー判決は、この点では同軸に立っている。

行政規則に対して訴訟を提起するかもしれない利害関係者（被規制者・環境団体）は、ローパー判決以降、行政規則の告知コメント手続において、行政機関に対してコメントを提出して、データを示していくことが重要視される。

行政機関は裁判所に対して、その法解釈の根拠を示すことが一層求められることは確かである。もちろんいうまでもなくこれまでも行政機関は、規則を制定する場合、根拠となる法律の趣旨、規則について説明してきた。ローパー判決以降、行政機関は、シェブロン法理に頼ることはできなくなったため、より一層、規則の根拠を詳細に規則に示していく必要に迫られる。立法府の付与した権限を行政機関が行使するにあたって、その説明が必要であるというのは、決して拙いことではない。

(98) *UARG v. EPA*, 573 U.S. 302 (2014).

第3に、シェブロン法理の第2ステップと行政手続法の恣意的で専断的な審理とは極めて類似しているかもしれない。わざわざシェブロン法理と命名しなくても行政手続法に従って恣意的かつ専断的であると裁判所は判断することは、ローパー判決以前でも可能であった。あえて破棄する必要もないのに破棄してしまった以上、将来の合衆国最高裁のローパー判決のあり方を個別具体的な事件を通じて検討する必要があるだろう。

本稿は、日本の憲法学や行政法学がアメリカのテクスチャリズムをめぐる議論を参考にする場合、アメリカ憲法学では、法文言に忠実であることを前提にして、どこまでの解釈の限界が認められるかが議論されてきたことに留意しなければならないことを明らかにした。

合衆国憲法が合衆国最高裁に付与した法解釈権限を行使する場合、法解釈の妥当性と合理性を示すことで、人民の納得と信頼を得ることができ、その法解釈は必ずしも「判決」だけに限られない。合衆国憲法が合衆国最高裁に付与した権限は、法解釈を通じて示す「救済（remedy）」なのかもしれない。⁽⁹⁹⁾

（明治大学法学部教授）

(99) 大澤秀介「統合から分断へ アメリカ合衆国最高裁の現在地」国士館法学 56号 81（2023）。